

附 録 目 次

- 一、請求書を御提出になる加入者各位へ……………附録 一頁
- 二、各種請求書式……………附録 二頁
- 三、電話の區域……………附録 二頁
 - イ、東京の電話に加入することの出来る區域
 - ロ、東京で呼出請求の出来る區域
 - ハ、東京から通話の出来る區域と料金
- 四、電話に関する参考規定類……………附録 二七頁
 - イ、電話規則
 - ロ、電話加入申込制限ノ件
 - ハ、電話特別開通規則
 - ニ、電話加入名義又ハ電話機設置場所變更制限ノ件
 - ホ、電話通話規則
 - ヘ、内鮮電話通話規則
 - ト、電話火災報知ノ件
 - チ、電話番号簿廣告掲載規程
- 五、電話に依る電報託送發受心得……………附録 三八頁
- 六、電話に依り電報の送達方を請求して居られざる加入者に宛つる電報の差出方……………附録 三九頁
- 出火のとき消防署へのしらせ……………附録 四〇頁

一、請求書を御提出になる 加入者各位へ

請求書の用紙

名義変更請求書、設置場所変更

請求書用紙其の他請求書式目次中※印の分は便宜當局で印刷した用紙を差上げます、其の他の用紙は當局には用意してありませぬから所定の書式(本簿掲載)に依て御認めの上加入課へ御提出下さい、用紙は半紙判の物を御使用下さる様願ひます、用紙は可成一件一枚とし三加入の名義変更には三枚、四加入の設置場所変更には四枚の請求書と云ふ工合に御出し下さい。

名義変更と同時に機械設置場所の変更を要する場合は、名義変更と場所変更の請求書を各別に御出し下さい。

設置場所変更請求は少し早目に

請求書が出

ても夫々準備がある事で直に工事には着手は出来ません、殊に特別加入区域は接續料を調査し其の納付を俟つて工事をする事になりますし、加入区域外への移轉は逓信局長の許可を要する次第ですから開通するまでには相當日子を要します。

普通加入区域内でも一週間位はかゝるのですから移轉請求をなさる方は豫め其日数を見込んで請求書を御提出下さい、さもないと引越し丈けはしたが電話機は移轉出来ぬと云ふ不便な事になります。

請求書の記載方

字畫は正しく書いて下さい殊

に加入者の氏名は正確に戸籍簿と相違ない文字を使用し振假名を付けて下さい、さもないと後日名義変更又は名義繼承の場合、容易に手續が出来ない場合を生ずることがありお互に迷惑する事があります。

架設場所が他人所有の家屋の場合は、家屋所有者の承諾書を、他人の處に機械を架設する場合であれば何某方の文字を洩らさぬ様に願ひます。

印鑑と印鑑証明

加入名義変更の場合は必ず新

名義人の印鑑証明書と、印鑑紙が必要です。改印届の場合も同様です、舊名義人も印鑑証明書を必要とする場合がありますから(震災後名義変更をした加入者は要りません)可成添付される方がよ

ろしいです、新名義人の印鑑紙は當局原簿整理上必要なのですから加入電話の箇數文け(改印届の場合も同じです)御提出下さい。

有料掲載請求と未納料金に注意

名義変更の

場合、新名義人は舊名義人の権利義務一切を繼承するものですから、自然舊名義人の納付すべき電話料金をも引受ける事になります、名義変更をした電話に滞納料金のある場合は、夫れも引受けなければなりませんから、名義変更請求の際は、滞納又は納付を要する料金がいくら位あるかと云ふ事も、考慮の中に入れて置いて置かぬ様願ひます。

他人名義又は重複掲載請求のある電話の名義変更の場合、其掲載請求を取消さぬ限りは次期の番號簿に掲載せられますから、有料掲載請求の有無を名義変更の際、舊名義人其の他に就きよく御確認の上 unnecessary のものは取消請求を洩さぬ様御注意下さい、取消請求がないと必要のない番號簿掲載に對し料金文けは納付しなければならぬ様な事になります。

設備廢止掲載請求取消等

加入取消、増設機

械の撤去、長距離廢止、卓上機を普通機に變更、私設又は官廳用電話の接續廢止等の場合は六月、九月、十二月、三月の末日から十五日前に、其の撤廢請求書を差出さぬと事實機械はなくとも、次期の料金を徴收されます。

番號簿の他人名義掲載、重複掲載、甲種増設使用者名義掲載又は甲種増設及接續電話機の特種掲載を取消するには三月十六日まで其の請求書を出さぬと次年度分の料金を徴收されます。

番地訂正、肩書追加届

區別整理の進行に伴

て今後町名番地の變更等が澤山ある事と存じます其の場合は速かに式に依り御届下さい。

改氏名、改印、住所變更届

氏名又は印章を改

められたとき、或は住所(架設場所ではありません)を變更されたときは速かに所定の式により御届下さい。

高額切手使用

料金納付に使用する郵便切手は

可成壹圓、五圓、拾圓等の高額切手を御使用下さい、當局窓口で賣捌いて居ります、尙其の切手を消印又は汚損せざる様御注意下さい。

電話料金に使用するのは「郵便切手」で「収入印紙」ではありません。

手續不明の場合

請求書の書き方や、その他の

手續不明のときは一般執務時間中なれば、御遠慮

なく當局加入課 電話九ノ内(三)〇四二(四)龍町(四)大

手町所在市電九ノ内一丁目省(東京)京郵下京

に御問合せ下さる。

二、各種請求書式目次

(※印の用紙は加入課で差上げます)

種 別

書 式 番 號

- 一、加入申込書 ※第一號書式
- 一、家康所有者承諾書 ※第二號書式
- 一、電話加入種類變更請求書 第三號書式
- 一、共同線加入相手方選擇書 第四號書式
- 一、加入申込(加入)取消請求書 ※第五號書式
- 一、料金還付請求書 第六號書式
- 一、共同線加入通話繼續請求書 第七號書式
- 一、電話加入名義變更請求書 ※第八號書式
- 一、電話加入(申込)繼承請求書 ※第九號書式
- 一、電話機設置場所變更請求書 ※第一〇號書式
- 一、同一邸宅内電話機位置變更請求書 ※第一一號書式
- 一、附屬品位置變更請求書 ※第一二號書式
- 一、機械一時撤去請求書 ※第一三號書式
- 一、電話機械取付請求書 ※第一四號書式
- 一、取消請求書 ※第一五號書式
- 一、工事延期願 ※第一六號書式
- 一、移轉請求中ノ電話機取外請求書 第一七號書式
- 一、長距離通話請求書 ※第一八號書式
- 一、長距離通話廢止請求書 第一九號書式
- 一、本電話機種別變更請求書 ※第二〇號書式
- 一、電話機増設申請書 第二一號書式
- 一、乙種増設電話機請求書 ※第二二號書式
- 一、二加入共通乙種増設電話機請求書 ※第二三號書式
- 一、乙種増設電話機裝置變更請求書 ※第二四號書式
- 一、電鈴増設請求書 第二五號書式
- 一、増設機械撤去請求書 ※第二六號書式
- 一、増設電話機種別變更請求書 ※第二七號書式
- 一、私設(官廳用、市内専用)電話機接續申請書 第二八號書式
- 一、私設(官廳用、市内専用)電話機接續申請書 第二九號書式
- 一、工事竣工届 第三〇號書式
- 一、私設(官廳用、乙種増設、市内専用)電話接續廢止届 第三一號書式
- 一、電話機械類供給申請書 第三二號書式
- 一、無料特殊掲載請求書 第三三號書式

- 一、他人名義掲載請求書 ※第三四號書式
- 一、重複掲載請求書 ※第三五號書式
- 一、甲種増設使用者名義掲載請求書 第三六號書式
- 一、(甲種増設、官廳用、私設電話機)特殊掲載請求書 第三七號書式
- 一、電話番號簿掲載省略請求書 ※第三八號書式
- 一、電話番號簿掲載方取消請求書 第三九號書式
- 一、發信専用請求書 第四〇號書式
- 一、發信専用廢止請求書 第四一號書式
- 一、代表番號取扱請求書 第四二號書式
- 一、改印届 ※第四三號書式
- 一、住所變更届 ※第四四號書式
- 一、使用者變更届 ※第四五號書式
- 一、町名番地變更届 ※第四六號書式
- 一、改姓名(改稱)届 第四七號書式
- 一、氏名訂正届 第四八號書式
- 一、代表者變更届 第四九號書式
- 一、親權者(後見人)解除届 第五〇號書式
- 一、會社解散(破産)届 第五一號書式
- 一、電話度數料金納付責任者届 第五二號書式
- 一、電話加入區域外加入申請書 第五三號書式
- 一、市外通話専用電話使用(變更)願 第五四號書式
- 一、市外通話専用電話承繼届 第五五號書式
- 一、市外通話専用電話使用廢止届 第五六號書式
- 一、市外通話専用電話使用廢止届 第五七號書式
- 一、電話度數料金軽減申請書 第五八號書式

第一號書式

加入申込書

電話規則ニ遵ヒ東京電話交換ニ加入致度左ニ加入ノ種類及架設場所ヲ指定シ(別紙承諾書相添ヘ)此段申込候也

職業
住所

何 某印

年月日

東京中央電話局御中

電話加入種類 單獨加入(共同線加入、連接加入)

架設場所 區町香地

電話使用者 但シ家屋所有者ハ何某ニ有之候

前記ノ場所ニ電話機設置ノ趣承諾ス

住所

何 某印

年月日

(申込者名) 殿

第二號書式

家屋所有者承諾書

今般貴殿ニ於テ東京電話交換ニ加入ノ爲私所有ノ區町 丁目 香地所在家屋ニ電話機設置ノ趣ハ私ニ於テ故障無之候

住所

何 某印

年月日

殿

第三號書式

電話加入種類變更請求書

電話香號 局 香

架設場所 區町香地

電話使用者 右單獨加入ヲ共同線加入ニ變更相成度候

年月日

東京中央電話局御中

何 某印

第四號書式

共同線加入相手方選擇書

電話香號 局 香甲

加入者

架設場所 區町香地

電話使用者 電話香號 局 香乙

加入者

架設場所 區町香地

電話使用者

右ノ通り相手方ヲ選擇致候

年月日

住所

何 某印

東京中央電話局御中

第五號書式

加入申込(加入)取消請求書

電話加入申込年度順番(電話香號 局 香)

架設場所 區町香地

右加入申込(加入)ヲ取消相成度候

年月日

住所

何 某印

東京中央電話局御中

第六號書式

料金還付請求書

一金 圓(郵便切手)

但シ何年度 第何番

加入申込登録料(何局何番何年何月何日請求シタル何々料金)

右還付相成度候

年月日

住所

何 某印

東京中央電話局御中

第七號書式

共同線加入通話繼續請求書

電話香號 局 香

架設場所 區町香地

電話使用者 右ハ相手方共同線加入ニ付自今單獨加入ノ料金ヲ納付可致候條通話取扱方繼續相成度候

年月日

住所

何 某印

東京中央電話局御中

第八號書式

電話加入名義變更請求書

電話香號 局 香現加入者 何

三錢收 入印紙 現架設場所 區町香地 方 某

電話使用者

今般都合ニ依リ右電話加入名義ヲ何某ニ變更致度御承認ノ上ハ新名義人ニ於テ舊名義人ノ權利義務ヲ一切繼承シ

電話ニ關スル規則ニ遵ヒ加入者タルノ責務ヲ引受ケ可申

仍テ當事者連署ヲ以テ此段及請求候也

第一二號書式

(一) 電話機設置場所ノ變更ニ依リテ
依リテ設置場所ヲ差出サレタシ

同一邸宅構内電話機位置變更請求書

電話番號 局 番
架設場所 區町番地
電話使用者
右電話機ヲ現在ノ構内ニテ移轉相成度候
住 所

年月日 何 某印

東京中央電話局御中

第一三號書式

(一) 車上電話機用電鈴ノ移轉ハ第一二號書式ニ依ラレタ

附屬品位置變更請求書

電話番號 局 番
架設場所 區町番地
電話使用者

右加入電話機ニ屬スル(保安器、内線、増設電鈴、地中盤、
轉換器等)ノ位置變更相成度候
住 所

年月日 何 某印

東京中央電話局御中

第一四號書式

(一) 一時撤去シタル電話機ノ取付ヲ請求セムトスル場合
(ハ第一五號書式ノ請求書ヲ差出サレタシ)

機材一時撤去請求書

電話番號 局 番
架設場所 區町番地
電話使用者

右加入ノ電話機増設ノミ何箇一時撤去相成度候
住 所

年月日 何 某印

東京中央電話局御中

第一五號書式

電話機撤取付請求書

電話番號 局 番
架設場所 區町番地
電話使用者

右一時撤去中ノ電話機取付相成度候
住 所

年月日 何 某印

東京中央電話局御中

第一六號書式

(電話機設置場所變更請求其ノ他ノ請求ノ取消ヲナ)
サムトスル場合ハ本請求書ヲ差出サレタシ

取消請求書
電話番號 局 番
架設場所 區町番地
電話使用者

右ニ對シ何月何日付何々請求ハ御取消相成度候
住 所

年月日 何 某印

東京中央電話局御中

第一七號書式

工事延期願

電話番號 局 番
架設場所 區町番地
電話使用者

右何々ノ件都合ニ依リ何月何日迄電話機ノ取付ハ延期相成
度候
住 所

年月日 何 某印

東京中央電話局御中

第一八號書式

(一) 電話機設置場所變更請求中ノモノニ對シ移轉工事
施行機材ノ取外ヲ希冀セラルル場合ハ本請求書
ヲ差出サレタシ
本請求書ニ對シハ料金を要セス
移轉請求中ノ電話機取外請求書

電話番號 局 番
架設場所 區町番地
電話使用者

右電話機設置場所變更請求ノ處都合ニ依リ其ノ移轉前至急
御取外シ相成度候
住 所

年月日 何 某印

東京中央電話局御中

第一九號書式

長距離通話請求書

電話番號 局 番
架設場所 區町番地
電話使用者

右ニ依リ長距離區域ノ通話致度候
住 所

年月日 何 某印

東京中央電話局御中

第二〇號書式

長距離通話廢止請求書

電話番號 局 番

架設場所 區町番地

電話使用者

右長距離通話ノ取扱廢止相成度候

年月日 住所

何 某印

東京中央電話局御中

第二一號書式

(増設電話機ノ種別變更ハ第二八號書式ニ依ラレタシ)

本電話機種別變更請求書

電話番號 局 番

架設場所 區町番地

電話使用者

右普通(甲)號桌上(本)電話機ヲ乙號桌上(普通)電話機ニ變

更相成度候

年月日 住所

何 某印

東京中央電話局御中

第二二號書式

電話機増設申請書

左記ノ通り電話機増設相成度此段申請候也

年月日 職業

何 某印

東京通信局長殿

記

- 一 關係電話番號
- 二 電話機及附屬物品設置場所
- 三 電話規則第二十九條第二號ニ依リ邸宅又ハ構内ニ準スル地域ニ於テ使用セムトスルトキハ其ノ事由電話機増設ノ種別、電話機及附屬物品ノ種別並價數
- 四 増設電話機交換取扱見込數(一日中ノ最繁)
- 五 加入回線通話見込數(一日中ノ最繁)
- 六 現在加入ノ電話番號及該電話通話數(同一設置場所ノ一日中ノ最繁時發着通話數)
- 七 交換取扱者(電話規則第三十二條ニ依リ取扱者ノ住所、氏名、年齢並電話交換ニ關スル智識及技能ヲ説明シ得ヘキ履歴並交換取扱以外ノ事務分擔ノ有無及其ノ程度)
- 八 工事設計(電話機、交換機、線條其ノ他附屬物品ノ種類、箇數、裝配方法等)
- 九 機械仕様(及作用ノ説明但シ電話官署ニ於テ使用スルモノト同一種類ノモ)
- 十 機械維持方法
- 十一 工事擔當者(電話規則第三十一條第一項ノ場合ニ於テ其ノ工事ヲ擔當スル者及直接工

事ニ從事スル者ノ住所、氏名、年齢、該工事ニ必要ナル智識及技能ヲ説明シ得ヘキ履歴、申請者トシテ(關係)

十三 取扱方法

十四 増設電話機ヲ設置場所居住者ノ使用ニ供セムトスルトキハ其設置場所及電話番號

(申請及申請書式ニ關スル注意事項)

- 一 第二號中ニハ電話機設置場所ノ番地、家屋内ニ於ケル電話機、交換機等ノ設置箇所ヲ表示スルコト
- 二 第五號乃至第八號及第十四號ハ甲種電話機増設ノ場合ニ限リ記入スルコト
- 三 第八號ノ事項ニ關シテハ電話機増設工事完了迄ニ別ニ届出ヲ爲シ得ルコト
- 四 第一號乃至第四號第九號及第十號ノ事項ハ圖面ヲ以テ表示スルコト
- 五 第九號乃至第十三號ハ加入者又ハ加入者ニ於テ其ノ設備維持ヲ爲ス場合ニ限リ記入スルコト
- 六 第八號及第十二號ノ履歴書ハ關係者ニ於テ既ニ當該電話官署ニ提出済ノ場合ニ限リ其ノ旨ヲ表示レテ之ヲ省略シ得ルコト
- 七 第十四號ノ場合ニ於テハ増設電話機ノ共用ニ關シ加入者ニ於テ一切ノ責任ニ任セキ旨ヲ記載シタル書面ヲ添付スルコト

第二三號書式

- 一、本電話機ト通話シ得ル乙種増設電話機ハ一加入ニ付一箇、又本電話機ト通話シ得サルモノハ一加入ニ付二箇以内トス、自働式局所屬加入者ハ電話規則第二十八條ニヨリ本電話機ト通話シ得ル乙種増設ノ請求ヲナスコトヲ得ス
- 二、本電話機ト通話シ得サル乙種増設電話機ハ本電話機ト同一月内ニ在ルコトヲ要ス

乙種増設電話機請求書

電話番號 局 番

架設場所 區町番地

電話使用者

右加入回線ニ本電話機ト通話シ得サル(得ル)普通電話機(甲)號桌上電話機(何箇増設相成度候

乙)號桌上電話機

年月日 住所

何 某印

東京中央電話局御中

第二四號書式

- 一、本電話機ト通話シ得ル電話機ハ共通ニ接続スルコトヲ得ス
- 二、三加入以上ニ共通スル電話機ノ増設ハ甲種増設ノ場合ニ限ル

二加入共通乙種増設電話機請求書

電話番號 局 番

架設場所 區町番地

電話使用者

右加入回線ニ共通接続ノ普通電話機(甲)或ハ桌上電話機(乙)増設相成度候

年月日 住所 何 某印
東京中央電話局御中

第二五號書式

(一)一般ノ乙種増設電話ヲ二加入共通ノモノニ變更セム
(トスルトキハ本請求書ヲ差出サレタシ)

乙種増設電話機設置變更請求書

電話番號 局 香
架設場所 區町香地
電話使用者
右ノ増設普通電話機(甲)或ハ桌上電話機(乙)一箇ヲ何局何番ト
ノ共通増設ニ變更相成度候

年月日 住所 何 某印
東京中央電話局御中

第二六號書式

電鈴増設請求書

電話番號 局 香
架設場所 區町香地
電話使用者
右加入回線ニ電鈴一箇増設相成度候

年月日 住所 何 某印
東京中央電話局御中

第二七號書式

(一)加入以上ニ共通ニ接続スル場合ハ關係ノ電話番號
(ヲ列舉セラレタシ)

増設機械撤去請求書

電話番號 局 香
架設場所 區町香地
電話使用者
右ノ増設普通電話機(甲)或ハ桌上電話機、電鈴(何箇)ヲ撤去
相成度候

年月日 住所 何 某印
東京中央電話局御中

第二八號書式

(本電話機種別變更請求ハ第二二號書式ニ依ラレタシ)

増設電話機種別變更請求書

電話番號 局 香
架設場所 區町香地
電話使用者
右ノ増設普通電話機(甲)或ハ桌上電話機(乙)何箇ヲ
甲或ハ桌上電話機(乙)ニ變更相成度候

年月日 住所 何 某印
東京中央電話局御中

第二九號書式

一、本申請ノ私設及官廳用電話機ハ加入電話機ト同一
ノ邸宅構内ニ在ルモノニ限ル
二、本裝置變更ノ場合ハ現在ノ分ヲ最善シ變更ノ分ヲ
未善申請セラルヘシ

私設(官廳用、市内専用)電話機接続申請書
左記ニ依リ私設(官廳用、市内専用)電話機ヲ接続致度
此段申請候

年月日 職業 住所 何 某印
東京通信局長殿

記

- 一 關係電話番號
- 二 電話機及附屬物品設置場所
- 三 電話機及附屬物品ノ種別並箇數
- 四 私設(官廳用、市内専用)電話機交換取扱見込數
- 五 加入回線通話見込數
- 六 現在加入ノ電話番號及該電話通話數
- 七 交換取扱者
- 八 工事設計
- 九 機械仕樣
- 十 機械維持方法
- 十一 工事擔當者
- 十二 取扱方法

- (申請及申請書式ニ關スル注意事項)
- 一 第二號第四號乃至第九號第十一號ノ事項ハ第二十
一號書式ニ準スルコト
- 二 第四號乃至第七號ハ甲種増設ニ準スル裝置ヲ爲ス
場合ニ限リ記入スルコト
- 三 第七號ノ事項ニ關シテハ接続スヘキ電話ノ工事完
了迄ニ別ニ届出ヲ爲シ得ルコト
- 四 第一號乃至第三號第八號及第九號ノ事項ハ別ニ圖
面ヲ以テ表示スルコト
- 五 第七號及第十一號ノ履歷書ハ關係者ニ於テ既に當
該電話官署ニ提出済ノ場合ニ限リ其旨ヲ表示シテ
之ヲ省略シ得ルコト

第三〇號書式

工事竣工届

電話番號 局 香
架設場所 區町香地
右 第一號ヲ以テ御許可相成候私設(官廳用、甲
種増設、乙種増設、市内専用)電話機何箇接続(接続變
更)工事竣成致候ニ付御検査相成度候
住所

年月日 何 某印
東京通信局長殿

第三一號書式

私設(官廳用、甲種増設、乙種増設、市内専用)
電話機接続廢止請求書

電話番號 局 番
架設場所 區町番地
右接續中ノ私設(官廳用、甲種増設、乙種増設、市内専用)電話機ヲ廢止致度候
年月日 住所 何 某印
東京通信局長殿

第三二號書式

一、機械、線條等ヲ供給セラル、モ料金ニハ異動ナシ
二、長尺「コード」供給ノ場合「ハ」長サ及取付箇所、電話機ノ位置、該電話機設置ノ室ト各隣室トノ區別及其種別(壁、機等)隣室間出入口等ノ位置並其「コード」ニ依リ電話機ヲ移動セシム得ヘキ範圍ヲ明示シタル圖面(平面及側面圖)ノ二種トシ前記ノ諸項ヲ縮尺ヲ以テ表示)ヲ添付セラレ

電話機械類供給申請書
一 電話番號 局 番
二 架設場所及使用者 區町番地
三 供給物品ノ種類箇數
四 本電話機用増設電話機用
五 供給ヲ必要トスル事由
六 供給ノ方法 供給物品ハ無條件ニテ政府ニ寄附ス(寄附セス)
七 申請者ト加入者トノ關係並其ノ相互間ニ於ケル該契約ノ要旨(關係加入者以外ノ者カ隱蔽引込)契約ヲ供給セムトスル場合
右ノ通り供給致度現品相添及申請候
年月日 住所 職業 何 某印
東京通信局長殿

第三三號書式

無料特殊掲載請求書
電話番號簿(左記ノ通り掲載相成度候)

年月日 住所 何 某印
東京中央電話局御中
電話番號 掲載事項 架設場所 職業
局 番 何々屋何某 區町番地

第三四號書式

(他人名義ト加入名義トヲ併載スルコトヲ得ス但シ本請求ハ年額三十圓ヲ要ス)

他人名義掲載請求書
私加入名義ノ電話ニ對シ番號簿(左記ノ通り)掲載相成度候
年月日 住所 何 某印
東京中央電話局御中

電話番號 局 番
架設場所 區町番地何某方
掲載名義(登録名ヲ附)
加入者ト掲載名義人トノ關係
他人名義掲載ヲ必要トスル事由
年月日 住所 何 某印
東京中央電話局御中

第三五號書式

重複掲載請求書
電話番號簿(左記ノ通り)掲載相成度候

年月日 住所 何 某印
東京中央電話局御中
電話番號 掲載事項 架設場所 職業
局 番 何々屋何某
局 番 何々屋何某

第三六號書式

一、他人ニ使用セシムル目的ヲ以テ設置シアル甲種増設電話機使用者名義ノ掲載ヲ希望セラルル向ハ本書式ニヨリ請求書ヲ提出セラレタシ
二、前項ノ場合ニ於テモ加入者使用ノ増設電話機ノ番號ヲ表示セラル
甲種増設使用者名義掲載請求書
電話番號簿(左記ノ通り)掲載相成度候

年月日 住所 何 某印
東京中央電話局御中
電話番號 甲種増設 掲載名義 架設場所
電話番號 電話番號 (登録名ヲ附)

第三七號書式

(甲種増設、官廳用又ハ私設電話機)
特殊掲載請求書
電話番號簿(左記ノ通り)使用箇所名稱掲載相成度候

年月日 住所 何 某印
東京中央電話局御中
電話番號 掲載事項 架設場所
局 番 何々屋何某
局 番 何々屋何某

第三八號書式

電話番號簿掲載省略請求書

電話番號 局 香

架設場所 區町香地

電話使用者

右電話ニ對シ代表番號ノ取扱相成度及請求候
追テ代表ノ取扱廢止又ハ同線減少ノ場合番號變更セラル
、コトアルモ異議無之候
年 月 日 住所 何 某印
東京中央電話局御中

年 月 日

住所 何 某印

東京中央電話局御中

第三九號書式

一、重複掲載取消ノ場合ハ存続セシムヘキ掲載事項
記入セラレタシ
二、會計年度ノ末日ヨリ十五日以前(三月十六日迄)
ニ取消請求書ヲ差出ササルトキハ次ノ會計年度
ニ屬スル料金ヲ徴收セラル

電話番號簿掲載方取消請求書

電話番號 局 香

架設場所 區町香地

電話使用者

住所 何 某印

年 月 日

東京中央電話局御中

第四〇號書式

(自備局所屬加入者ハ市外發信通話モ取扱不能トナル
ニ付承知セラレタシ)

發信専用請求書

電話番號 局 香

架設場所 區町香地

右電話ニ對シ自今發信専用ノ取扱相成度候
追テ市外通話ノ發信不能ノ趣ハ承諾仕候

住所 何 某印

年 月 日

東京中央電話局御中

第四一號書式

發信専用廢止請求書

電話番號 局 香

架設場所 區町香地

右發信専用中ノ處都合ニ依リ取扱廢止相成度候

住所 何 某印

年 月 日

東京中央電話局御中

第四二號書式

(二加入以上ノ加入同線ヲ有シ交換機ノ設備シアル加
入者ニ限ルモノトス)

代表番號取扱請求書

電話番號 局 香

架設場所 區町香地

電話使用者

第四三號書式

改印届

電話番號(電話加入申込年度順番)

架設場所 區町香地 方

從來届出ノ印章何キニ付改印致候間別紙印鑑並ニ印鑑證
明書相添及御届候
年 月 日 住所 何 某印
東京中央電話局御中

年 月 日

東京中央電話局御中

第四四號書式

(各種通知書發行上常ニ必要アルヲ以テ異動ノ場合ハ)
速ニ本屆書ヲ差出サレタシ)

住所變更届

電話番號(電話加入申込年度順番)

加入(申込)者氏名

架設場所 區町香地

架設場所名稱又ハ使用者
新住所

右ノ通り住所變更致候間及御届候

年 月 日

東京中央電話局御中

住所 何 某印

第四五號書式

使用者變更届

電話番號(電話加入申込年度順番)

架設場所 區町香地 方

舊 使用者

新 使用者

右ノ通り使用者(變更、追加、削除)致候間及御届候

年 月 日

東京中央電話局御中

住所 何 某印

第四六號書式

(區劃整理等ノタメ町名香地ニ變更等アリタル場合ハ)
速ニ本屆書ヲ差出サレタシ)

町名香地變更届

電話番號(電話加入申込年度順番)

架設場所 新

住 所 新

右ノ通り變更相成候條及御届候

年月日 住所
東京中央電話局御中 何 某印

第四七號書式

- (一) 印鑑紙ヲ添付セラレタシ
- (二) 改姓名ト同時ニ改印シタルトキハ印鑑證明書ヲ添付セラレタシ、法人等改稱ノ場合亦同シ

改姓名(改稱)届

電話番號(電話加入申込年度順番)

舊 姓名

右ハ何々ト改姓名(改稱)候ニ付月籍(登記)抄本並ニ印鑑證明書添付及御届候

住所

年月日

東京中央電話局御中

何々會社 某印

第四八號書式

- (一) 印鑑紙添付セラレタシ
- (二) 住所、架設場所ノ訂正モ此ノ例ニ依ラレタシ

氏名訂正届

電話番號(電話加入申込年度順番)

架設場所 區町番地

届出氏名

右ハ請求ノ際誤印シタルモノニ付「何某」ト御訂正相成度別紙證明書及戸籍抄本添付及御届候

住所

年月日

東京中央電話局御中

何 某印

第四九號書式

(新代表者ノ印鑑紙添付セラレタシ)

代表者變更届

電話番號(電話加入申込年度順番)

架設場所 區町番地

加入(申込)者 何々會社

舊 代表者 何 某

右當社加入電話ニ對スル代表者ヲ左ノ通變更致候ニ付登記簿謄本並ニ印鑑證明書添付及御届候

住所

年月日

東京中央電話局御中

新 代表者 何 某印

第五〇號書式

(印鑑紙添付セラレタシ)

親権者(後見人)解除届

電話番號(電話加入申込年度順番)

加入(申込)者氏名

右ハ成年ニ達シ親権者(後見人)解除候ニ付別紙戸籍抄本及印鑑證明書添付及御届候

住所

年月日

東京中央電話局御中

何 某印

第五一號書式

(清算人ノ印鑑紙添付セラレタシ)

會社解散(破産)届

電話番號(電話加入申込年度順番)

架設場所 區町番地

加入(申込)者 何々會社

右ハ今般解散(破産)致候ニ付別紙登記簿本及清算人印鑑證明書添付及御届候

住所

年月日

清算人(破産管財人) 何 某印

東京中央電話局御中

第五二號書式

電話度數料金納付責任者届

電話番號 局 番(甲)共同加入

度數料納付 責任者 局 番氏名

右ノ通り市内通話度數料金納付責任者ヲ相定メ候ニ付及御届候

追而料金滞納ノ場合ハ抽者等屬名共通話停止其他ノ處

分ヲ受クルモ異議無之候

年月日

甲加入者 何 某印

乙加入者 何 某印

東京中央電話局御中

第五三號書式(本申請ニハ新設置場所附近ヲ明示セル地圖添付相成度)

電話加入區域外加入申請書

電話番號

現在電話機設置場所

區域外電話機設置場所

加入ヲ必要トスル事由

右ノ通り電話加入區域外ニ於テ加入致度此段及申請候

年月日

加入者住所 氏 名

東京中央電話局長殿

第五四號書式

- 一、機械ノ種別ハ市内専用電話規則第八條ノ例ニ依リ附記セラレタシ
- 二、備考欄ニハ設備上モ考トナルヘキ事項及交換機ノ接続回線敷設長距離装置等ノ特殊ノ希望アルモノヲ記載セラレタシ
- 三、回線ノ回線路經過地圖ヲ添附セラレタシ同回線ハ回線ノ方式、機械ノ種別等明記シ線路經過地圖ニ機械設置場所ヲ記入シ説明ヲ要スルモノハ凡例ヲ設クルコト
- 四、加入電話ノ番號ハ加入敷全部(自己ノ名義ニシテ其設置場所カ専用電話機設置場所ト同一個所ノモノニ限ル)ヲ記入シ長距離装置アルモノハ電話番號ノ上ニ附記セラレタシ
- 五、變更ノ場合ハ新規事項ヲ朱書シ舊事項中消滅スヘキモノヲ括弧ヲ以テ圍マレタシ

市外通話専用電話使用(變更)願

- 一、専用ヲ必要トスル理由
- 二、加入電話番號
- 三、専用電話機及交換機設置場所箇數、種類並附帶ノ設備

機械設置場所	機械箇數及種別		
	電話機	交換機	附屬物品備考

右市内専用電話規則第四條ニ依リ關係書類相添(出願)

年 月 日 住所 何 某印
東京通信局長殿

第五五號書式 (相續人ニ承繼ノ場合)

市外通話専用電話承繼願

- 一、市外通話専用電話使用許可年月日
- 二、承繼スヘキ原因
- 三、承繼スヘキ電話機及交換機設置場所箇數、種類並附帶設備

電話機及交換機設置場所	機械箇數及種別		
	電話機	交換機	附屬物品備考

右市内専用電話規則第六條第二項ニ依リ別紙證明書添附及届出候

年 月 日 住所 何 某印
東京通信局長殿

第五六號書式 (他人ニ承繼セシメトスル時ノモノ)

市外通話専用電話承繼願

- 一、専用電話使用許可年月日
- 二、承繼ノ必要トスル理由
- 三、承繼スヘキ電話機及交換機設置場所箇數、種類並附帶ノ設備

電話機及交換機設置場所	機械箇數及種別		
	電話機	交換機	附屬物品備考

右市内専用電話規則第六條一項ニ依リ出願ス許可ノ上ハ新名義人ニ於テ舊名義人ニ屬スル一切ノ權利義務ヲ承繼スヘシ

年 月 日 (舊専用者住所氏名印)
(新専用者住所氏名印)
東京通信局長殿

第五七號書式

市外通話専用電話使用廢止願

- 一、廢止年月日
- 二、廢止スヘキ電話機及交換機設置場所箇數、種類並附帶設備

電話機及交換機設置場所	機械箇數及種別		
	電話機	交換機	附屬物品備考

右市内専用電話規則ニ依リ及届出候

年 月 日 住所 何 某印
東京通信局長殿

第五八號書式

- 一、申請ニ依リ度數料ノ輕減認定ヲ受ケ得ルハ時事ニ關スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ヲ發行スル新聞社又ハ新聞通信社ニ限ル
- 二、電話加入名稱ト申請者トハ同一ノモノナルヲ要ス
- 三、本申請書ニハ見本トシテ當該新聞一部及新聞紙法第十二條ニ依リ管轄地方廳(納入シタル保證金預リ證寫ヲ添付セラレタシ)

電話度數料金輕減申請書

- 一、題 號 何々新聞又ハ何々通信
- 二、發行所(又ハ支局) 何區何町何番地何々社(又ハ何々支局)
- 三、發行時期 日刊(周年無休刊又ハ日曜大祭祝日若ハ其ノ翌日休刊等ノ區別)
- 四、電話番號及架設場所

何局何番 何區何町何番地 何々社
 何局何番 同 同
 何局何番 同 同
 右加入電話ハ私(法人ナルト)名義ニシテ前掲新聞發行ノ爲メ其専用ニ供スルモノニ有之候ニ就テハ電話規則第五十八條第一項ニ依リ度數料金輕減方御承認相成度此致申請候

年月日

何區何町何番地 何 某(個人經營ノ場合)
 何々新聞社持主 何 某(個人經營ノ場合)
 何區何町何番地何々會社 何 某(法人ノ場合)
 代表者取締役又ハ何々 何 某(法人ノ場合)
 東京通信局長殿

三、電話の區域

イ、東京の電話に加入することの出来る區域

参考 此の區域内でなくても局から大體直徑十キロメートル以内の處であれば東京の電話に加入することが出来ます。例へば大森中野豊田谷邊は東京の加入區域ではありませんが同所から東京の電話に加入することが出来る様なものであります。

本年四月一日より當局特別加入區域は全部普通加入區域に編入せられました。

普通加入區域

麴町區、赤坂區、日本橋區、京橋區、神田區、深川區、本所區、淺草區、下谷區、小石川區、麻布區、四谷區、牛込區、本郷區、澁谷區、向島區、城東區、荒川區、
 一圓

芝區(第一乃至第六砲臺ヲ除ク)

品川區(立會川以西ノ地ヲ除ク)

淀橋區(上落合一、二丁目、下落合一、二丁目至五丁目、四落合一、二丁目至三丁目、下落合一、二丁目、山手橋環線鐵道線路以東ノ地ヲ除ク)ヲ除ク

豊島區(長崎南町自一丁目至三丁目、長崎東町自一丁目至四丁目、長崎仲町一、二丁目、千川町自一丁目至三丁目ヲ除ク)

瀧野川區(上中里町、西ヶ原町、瀧野川町ヲ除ク)

目黒區(三田、下目黒自一丁目至四丁目、中目黒自一丁目至四丁目、上目黒自一丁目至八丁目、駒場町)
 江戸川區(小松川自一丁目至四丁目、逆井一、二丁目、平井自一丁目至四丁目)

ロ、東京で呼出請求の出来る區域

参考 此の區域内の居住者と話しがしたければ電話加入者でなくとも呼出の請求をなされば相手方を最寄の局まで呼出しお話が出来ます。

麴町區、赤坂區、日本橋區、京橋區、神田區、深川區、本所區、淺草區、下谷區、小石川區、麻布區、四谷區、牛込區、本郷區、城東區、向島區、荒川區、澁谷區、
 一圓

芝區(第一乃至第六砲臺ヲ除ク)

品川區(立會川以西ノ地ヲ除ク)

淀橋區(上落合一、二丁目下落合一、二丁目至五丁目、四落合一、二丁目至三丁目ヲ除ク)

瀧野川區(上中里町西ヶ原町瀧野川町ヲ除ク)

豊島區(長崎南町自一丁目至三丁目長崎東町自一丁目至四丁目長崎仲町一、二丁目千川町自一丁目至三丁目ヲ除ク)

目黒區(上目黒自一丁目至八丁目中目黒自一丁目至四丁目下目黒自一丁目至四丁目駒場町三田町)

江戸川區(小松川自一丁目至四丁目逆井一、二丁目平井自一丁目至四丁目)

夜間通話料、通話取消料及ヒ呼出料等ハ普通々話料ノ區別ニ依リ次表ノ様ニ決ツテ居リマス。

普通通話料	夜間普通通話料	通話取消料	呼出料
五 錢	三 錢	三 錢	三 錢
十 錢	五 錢	五 錢	五 錢
十 五 錢	十 錢	十 錢	十 錢
二 十 五 錢	二 十 五 錢	二 十 五 錢	二 十 五 錢
三 十 錢	二 十 五 錢		
三 十 五 錢	三 十 五 錢		
四 十 錢	三 十 五 錢		
四 十 五 錢	四 十 五 錢		
五 十 錢	四 十 五 錢		
五 十 五 錢	五 十 錢		
六 十 錢	五 十 錢		
六 十 五 錢	五 十 錢		
七 十 錢	六 十 錢		
七 十 五 錢	六 十 錢		
八 十 錢	七 十 錢		
八 十 五 錢	七 十 錢		
九 十 錢	七 十 錢		
九 十 五 錢	八 十 錢		
一 圓	一 圓		
一 圓 二 十 五 錢	一 圓		
一 圓 五 十 錢	二 十 五 錢		
一 圓 七 十 五 錢	二 十 五 錢		
二 圓	五 十 錢		
二 圓 二 十 五 錢	五 十 錢		
二 圓 五 十 錢	七 十 五 錢		
二 圓 七 十 五 錢	七 十 五 錢		

四、電話ニ關スル參考規定類

イ、電話規則

- 第一條 電話加入ヲ分テテ左ノ三種トス
但シ自働交換方式ニ依リ電話交換ヲ爲ス局(以下自働式局ト稱ス)所屬ノ電話加入ハ單獨加入及共同線加入ノ二種トス
- 一 單獨加入 一加入ニ付一同線ヲ有スルモノ
- 二 共同線加入 二加入共同シテ一同線ヲ有スルモノ
- 三 連接加入 單獨加入ニ連接シテ一加入ヲ爲スモノ
- 連接加入ハ單獨加入一箇ニ付一箇ヲ限リ連接スルモノトス
- 第二條 共同線加入ノ電話機設置場所ハ相手方タル共同線加入ノ電話線路ヨリ直徑二百二十メートル以内ノ場所タルヘシ
- 連接加入ノ電話機設置場所ハ其ノ連接ヲ爲スヘキ單獨加入(以下第二條ノ電話機設置場所ヨリ直徑二百二十メートル以内ノ場所タルヘシ)
- 特別ノ事情アル場合ハ前二項ノ制限ヲ超ユルコトヲ得
- 第三條 電話加入區域ハ普通加入區域及特別加入區域ノ二種トシ當該電話取扱局ニ之ヲ揭示ス
- 通信大臣ニ於テ事業上又ハ工事上支障ナシト認ムルトキハ電話加入區域ニ拘ラス電話取扱局ヨリ十二キロメートル以内ノ地ニ於テ加入セシム
- 前項ニ依ル加入申込者又ハ加入者ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外當該電話取扱局ノ特別加入區域内ニ在ルモノト看做ス
- 第二項ノ距離ハ通信大臣ノ定ムル所ニ依ル
- 第四條 削除
- 第五條 省略
- 第六條 省略
- 第七條 加入申込者又ハ加入者其ノ使用ニ供スル電話機ニ依リ長距離ノ通話區域ニ於ケル通話ヲ爲サムトスルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ
- 前項ノ請求ヲ取消シ又ハ該通話ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ
- 第八條 加入申込者又ハ加入者其ノ加入回線ヲ發信専用ニ供セムトスルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ
- 第九條 電話開通ノ順序ハ加入申込登記ノ順序ニ依ル
- 加入申込者名義又ハ電話機設置場所ニ變更アリタル加入申込ニ付前項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ其ノ變更アリタルトキニ於テ加入申込登記ヲ爲シタルモノト看做ス
- 但シ第四十六條ニ依リ加入申込者名義ヲ變更シタル場合又ハ電話機設置場所ノ變更ニ付所轄通信局長ニ於テ特別ノ事情アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第十條 省略
- 第十一條 左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ於ケル電話ノ開通ハ申込登記ノ順序ニ依ラス之ヲ繰上タルコトヲ得

- 一 官廳、公署及公益事業等ノ用ニ供スルモノニシテ特
急架設ノ必要アリト認メタルモノ
- 二 工事施行上ノ都合ニ依ルモノ
- 三 連接加入ノ申込
- 四 現ニ加入者タルモノ又ハ申込登記ノ順序ニ依リ開通
スヘキ加入申込者共同線加入トナリ得ヘキモノ
- 五 加入申込者所轄通信局長ノ指示スル所ニ依リ電話施
設ニ要スル費用又ハ物件ヲ政府ニ寄附スル場合ノ申
込
- 第十二條 省略
- 第十三條 省略
- 第十四條 省略
- 第十五條 電話ノ開通シタルトキハ當該電話取扱局ニ於テ
一加入毎ニ一箇ノ電話番號ヲ定ム但シ共同線加入ノ電話
番號ハ工事上ノ必要アル場合ヲ除クノ外其ノ相手方ト又
連接加入ノ電話番號ハ本加入ト同一ノ番號ヲ附ス
- 第十六條 左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ電話番號
ヲ變更スルコトアルヘシ
- 一 加入種類ヲ變更シタルトキ
- 二 第四十八條ニ依リ所屬管ヲ爲シタルトキ
- 三 同一加入區域内ニ於テ所屬電話取扱局ヲ異ニスルニ
至リタルトキ
- 四 工事上ノ必要アルトキ
- 五 甲種ノ電話機増設ヲ爲シタルトキ
- 第十七條 左記各號ノ事項ハ之ヲ電話番號簿ニ掲載ス
- 一 電話番號
- 二 加入者ノ氏名、稱號
- 三 電話機設置場所
- 四 其ノ他交換取扱上必要ナル事項
- 左記各號ノ一ニ該當スル電話ニ關シテハ電話番號簿ノ掲
載ヲ爲ササルコトアルヘシ
- 一 第八條ニ依ル請求ヲ爲シタルモノ
- 二 甲種ノ増設電話機ヲ共通ニ接続スル加入回線中一箇
以外ノモノ
- 三 加入申込者又ハ加入者ニ於テ電話番號簿掲載ノ省略
ヲ請求シタルモノ
- 第十八條 加入申込者又ハ加入者自己ノ電話番號索引ヲ便
ナラシメムカ爲氏名、稱號等ノ區別ニ從ヒ電話番號簿中
二箇所以上ニ名義ヲ掲載セムコトヲ望ムトキハ其ノ請求
書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ
- 第十九條 加入申込者又ハ加入者自己ノ名義ニ代フルニ電
話機設置場所居住者ノ名義ヲ電話番號簿ニ掲載セムコト
ヲ望ムトキハ左記各號ノ事項ヲ記載シタル請求書ヲ當該
電話取扱局ニ差出スヘシ但シ同一加入ニ對シ二人以上ノ
者ノ名義ヲ掲載スルコトヲ得ス
- 一 加入申込登記順序及申込者名又ハ電話番號及加入者
名
- 二 電話機設置場所
- 三 掲載名義
- 四 加入申込者又ハ加入者ト掲載名義人トノ關係
- 五 他人名義掲載ヲ必要トスル事由

第十九條ノ二 加入申込者又ハ加入者甲種増設電話機使用
者ノ名義ヲ電話番號簿ニ掲載セムコトヲ望ムトキハ其ノ
請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ但シ同一電話機ニ
對シ二人以上ノ者ノ名義ヲ掲載スルコトヲ得ス
第十九條ノ三 加入申込者又ハ加入者甲種増設電話機又ハ
加入回線ニ接続スル官廳用、私設若ハ市内專用電話機ノ
電話番號及設置場所ヲ電話番號簿ニ掲載セムコトヲ望ム
トキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ

第二十條 加入申込者又ハ加入者前四條ノ請求ヲ取消サ
ムトキ又ハ該掲載ヲ廢止セムトキハ其ノ請求
書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ

第二十一條 單獨加入ト共同線加入ト相互變更セムトスル
トキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ
左記各號ノ場合ヲ除クノ外共同線加入ハ單獨加入ニ變更
スルコトヲ得ス

一 申込登記順番ニ依ル開通期ニ達シタルトキ
二 第十一條第一號ニ準ズルコトキ
三 第十一條第五號ニ依リ單獨加入開通ニ相當スル費用
若ハ物件ヲ寄附シ又ハ電話至急開通規則若ハ電話特
別開通規則ニ依リ開通シタルモノナルトキ

四 前各號ノ一ニ該當スルモ相手方カ之ニ該當セサル場
合ハ其ノ相手方開通後一年ヲ經過シタルトキ
五 單獨加入ニ變更ノ際第十一條第五號ノ例ニ依リ之ニ
要スル費用又ハ物件ヲ寄附スルコトキ

連接加入ハ他ノ加入ト相互變更スルコトヲ得ス但シ第二
十一條ノ二第一項ノ規定ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條ノ二 連接加入カ自動式局ノ所屬トナルトキハ
該連接加入ハ加入者ノ請求ヲ俟タス之ヲ共同線加入ニ變
更ス

前項ノ規定ニ依リ連接加入ヨリ變更シタル共同線加入ハ
前條第二項第一號ノ適用ニ付テハ其ノ變更ノ時ニ於テ加
入申込ヲ爲シタルモノト看做ス

第二十二條 省略

第二十三條 加入者其ノ加入電話機及附屬物品ノ一時撤去
ヲ爲サムトスルトキ又ハ加入申込者若ハ加入者其ノ電話
機及附屬物品ノ設置場所ヲ變更セムトスルトキハ第三十
一條ニ依リ増設電話機ノ設備及維持ヲ爲ス加入者カ第三
十五條第一項ニ依ル申請ヲ爲ス場合ヲ除クノ外其ノ請求
書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ但シ新設置場所カ他人
ノ邸宅又ハ構内ナルトキハ左記各號ノ事項ヲ該請求書ニ
附記スヘシ

一 加入申込者又ハ加入者ト新設置場所居住者トノ關係
二 設置場所ノ變更ヲ必要トスル事由

前項ノ場合ニ於テ他人ノ所有ニ係ル家屋ニ電話機ヲ
設置セムトスル時ハ其ノ家屋所有者ノ承諾書(第三十
五條)ヲ該請求書ニ添附スヘシ(卷末附錄第二號書式参照)

第二十四條 共同線加入ノ電機機及附屬物品設置場所移轉
ハ移轉先ニ於テ直ニ共同線加入トナリ得ル場合ニ限ル此
ノ場合ニ於ケル相手方ハ現ニ加入者タルヲ要ス

連接加入ノ電話機及附屬物品設置場所ハ移轉スルコトヲ
得ス但シ第二條第二項ノ距離以内ニ於テ移轉シ又ハ本加

入ト共ニ移轉スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第二十五條 共同線加入ハ其ノ相手方カ加入種類變更若ハ
加入取消ヲ爲シタルトキ、加入ヨリ除名セラレタルトキ
又ハ第二條ノ距離以外ニ移轉シタルトキハ新ニ相手方ヲ
得ル迄其ノ通話取扱ヲ休止ス但シ左記各號ノ一ニ該當ス
ル場合ニ限リ單獨加入ノ料金を納ムルトキハ通話取扱ヲ
繼續ス

一 申込登記順番ニ依ル開通期ニ達シタルトキ
二 第十一條第一號ニ準ズルコトキ
三 第十一條第五號ニ依リ單獨加入開通ニ相當スル費用
若ハ物件ヲ寄附シ又ハ電話至急開通規則若ハ電話特
別開通規則ニ依リ開通シタルモノナルトキ

第二十一條ノ二第一項ノ規定ニ依リ連接加入ヨリ變更シ
タル共同線加入カ其ノ相手方ヲ得サルトキ亦前項ニ同シ
第二十六條 連接加入ハ本加入カ名義變更、加入種類變更
若ハ加入取消ヲ爲シタルトキ、加入ヨリ除名セラレタル
トキ又ハ第二條ノ距離以外ニ移轉シタルトキ消滅ス但シ
本加入名義變更ノ場合其ノ請求書ニ第六條第二項ノ承諾
書ヲ添付スルトキニ限リ之ヲ繼續スルコトヲ得

第二十七條 加入申込者卓上電話機ノ設置ヲ請求セムトス
ルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ
加入者卓上電話機ヲ普通電話機ニ、普通電話機ヲ卓上電
話機ニ又卓上電話機ノ種別ヲ變更セムトスルトキハ其ノ
請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ

卓上電話機設置ノ請求書ニハ其ノ種別ヲ附記スヘシ
第二十八條 加入者ハ増設機械ノ使用ヲ爲スコトヲ得、機
械増設ノ種別裝置箇數ノ制限等左ノ如シ

一 受話器 筒形 一加入ニ付一箇トス
頭形 一加入ニ付一箇トス

二 電 鈴 一加入ニ付一箇トス

三 電 鐘 一加入ニ付一箇トス

甲種 依リ接続ニ
スルモノ
乙種 轉換器ニ
依リ接続
スルモノ

本電話機 一加入ニ付一
箇トス尙二箇
以上ノ加入回
線ニ共通ニ接
續スルコトヲ
得ス

本電話機 一加入ニ付二
箇以內トス尙
三箇以上ノ加
入回線ニ共通
ニ接続スルコ
トヲ得ス

本電話機 一加入ニ付一
箇トス尙二箇
以上ノ加入回
線ニ共通ニ接
續スルコトヲ
得ス

本電話機設置場所ト同一戸
內

本電話機設置場所ト同一ノ
邸宅若ハ構内又ハ通信大臣
ニ於テ同一ノ邸宅若ハ構内
ニ準ズルモノト認ムル地域
內

受話器、電鈴及本電
話機ト通話シ得サル
乙種増設電話機

前號以外ノ増設電話

第三十條 省略

第三十一條 所轄通信局長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ加入申込者又ハ加入者ヲシテ甲種増設電話機ノ設備ニ要スル物品及勞力ヲ供給セシメ若ハ増設電話機ノ設備及維持ヲ爲サシムルコトアルヘシ

前項ノ規定ニ依リ加入申込者又ハ加入者ノ爲ス設備ハ別ニ告示スル所ニ依ルコトヲ要シ且其ノ維持ハ電話官署ニ於テ爲スモノト同等以上ナルコトヲ要ス

第三十二條 省略

第三十三條 加入申込者又ハ加入者左記各號ノ一ニ該當スル増設機械ヲ使用セムトスルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ

一 受話器

二 電 鈴

三 同一ノ邸宅又ハ構内ニ於ケル乙種ノ増設電話機ニシテ加入申込者又ハ加入者ニ於テ其ノ設備及維持ヲ爲ササルモノ

第三十四條 加入申込者又ハ加入者前條第三號以外ノ増設電話機ヲ使用セムトスルトキハ電話機増設申請書(舊式)ヲ當該電話取扱局ヲ經テ所轄通信局長ニ差出し其ノ許可ヲ受クヘシ(卷末附錄第二二號書式參照)

第三十五條 第三十三條ノ請求書ヲ爲シタル者増設機械ノ種別、裝置等ヲ變更シ又前條ノ申請ヲ爲シタル者第四號書式第一號乃至第四號第九號乃至第十一號又ハ第十三號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ前二條ノ規定ニ準シ其ノ請求書又ハ申請書ヲ差出スヘシ

前條ノ申請ヲ爲シタル者第四號書式第八號第十二號又ハ第十四號ノ事項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク前條ノ規定ニ準シ届出ツヘシ加入申込者又ハ加入者機械増設ノ請求若ハ申請ヲ取消シ又ハ増設機械ノ使用ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ

第三十六條 加入申込者又ハ加入者第三十一條ニ依リ増設電話機ノ設備ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ工事を完了シタルトキハ遲滞ナク之ヲ所轄通信局ニ届出ツヘシ

第三十七條 第三十一條ニ依リ増設電話機ノ設備及維持ヲ爲ス加入者關係加入回線又ハ増設電話機ノ通話ニ支障ヲ生スヘキ程度ノ工事を爲サムトスルトキハ豫メ當該電話取扱局ニ之ヲ届出ツヘシ

第三十八條 第三十一條ニ依リ増設電話機ノ設備及維持ヲ爲ス加入者ハ電話官署ノ指示スル所ニ依リ其ノ設備ノ狀況、維持ニ關スル工事を種類、其ノ施行度數、工事擔當者ノ氏名等ヲ記録シ置クヘシ

甲種ノ増設電話機ヲ使用スル加入者ハ當該電話取扱局ノ指示スル所ニ依リ其ノ増設電話機ニ關スル通話上ノ故障ノ有無ヲ試験スヘシ

第三十九條 第三十一條ニ依リ直接増設電話機ノ設備及維持ニ從事スル者又ハ第三十二條ニ依リ直接交換取扱ニ從事スル者電話官署ノ指示ニ從ハサルトキ又ハ所轄通信局長ニ於テ不適當ト認メタルトキハ加入者ヲシテ之ヲ變更セシムヘシ

第四十條 加入電話機設置場所同一ノ邸宅又ハ構内ニ於テ電信法第二條第一號若ハ官廳用電信電話規程第一條第

一號ニ依リ自己カ施設スル電話機又ハ市内專用電話規則ニ依リ自己カ使用ノ許可ヲ得タル電話機ヲ加入回線ニ接続セムトスルトキハ電話機接続申請書(舊式)ヲ當該電話取扱局ヲ經テ所轄通信局長ニ差出し其ノ許可ヲ受クヘシ

第十六條第五號第十七條第二項第二號第二十八條第三號第二十九條第三十條第三十一條第二項第三十二條第三十五條乃至第三十九條ノ規定ハ前項ニ依リ加入回線ニ接続スル電話機ニ關シ之ヲ準用ス但シ官廳用、私設及市内專用電話機ハ本電話機ト通話シ得ル裝置ト爲スコトヲ得ス(卷末附錄第二九號書式參照)

第四十一條 第二十七條第三十三條若ハ第三十五條第一項ノ請求ヲ受理シ又ハ第三十四條第三十五條若ハ前條ノ申請ヲ許可シタル後ト雖工事を又ハ交換取扱上其ノ他已ムヲ得サル事情アルトキハ之ヲ取消シ又ハ其ノ裝置方法、加入回線數、機械ノ種別簡數等ヲ變更シ若ハ變更セシムルコトアルヘシ

第四十二條 加入申込者其ノ申込ヲ取消サムトスルトキハ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ

第四十三條 省略

第四十四條 省略

第四十五條 加入申込者又ハ加入者其ノ名義ヲ變更セムトスルトキハ當事者ノ連署シタル請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出し其ノ承認ヲ受クヘシ但シ電話機設置場所カ新名義人ノ所有ニ非サル家屋ナルトキハ其ノ家屋所有者ノ承諾書(第三號書式)ヲ請求書ニ添附スヘシ(卷末附錄第二二號書式參照)

第四十六條 加入申込者又ハ加入者死亡ノ場合ニ於テ其ノ加入申込又ハ加入ヲ繼承セムトスル者ハ其ノ相繼人タルノ證明書ヲ添ヘ其ノ請求書ヲ當該電話取扱局ニ差出スヘシ

第四十七條 第十一條第一號ニ依リ閉通シタル電話ハ閉通後五年ヲ經過スルニ非サレハ回線以外ノモノノ名義ニ變更スルコトヲ得ス但シ通信大臣ニ於テ特ニ認可シタル場合ハ此ノ限りニ在ラス

連接加入ハ之ヲ他人ノ名義ニ變更スルコトヲ得ス但シ前條ノ場合ニ於テ第六條第二項ノ承諾書ヲ添附シテ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十八條 加入區域變更ノ爲電話機設置場所他ノ加入區域内トナリタルトキハ所屬ヲ變更シ又加入區域外トナリタルトキハ其ノ加入申込又ハ加入ヲ取消ス但シ該加入者カ第三條第二項ニ依リ加入ヲ繼續セムトスルトキ又ハ該加入申込者カ同項ニ依リ加入セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十九條 特設電話規則第二十五條第二項ニ依リ本令ニ依リ加入ニ變更シタル者又ハ官廳用電信電話規程若ハ私設電信規則ニ依リ電信、電話ヲ廢止シテ加入シタル者ニ對シ通信大臣ニ於テ特別ノ事情アリト認ムルトキハ一回線ニ依リ四加入迄共同線加入ヲ爲サシムルコトアルヘシ前項ニ依リ共同線加入者ハ其ノ名義又ハ電話機設置場所ノ變更ヲ爲スコトヲ得ス

第五十條 省略

ノ期ノ末日ニ至ル迄ノ日數ニ應シ年額金ノ日割ヲ以テ開
通ノ日ヨリ十五日以内ニ當該電話官署ニ之ヲ納ムヘシ
其ノ加入後新ニ附加使用料ヲ納ムヘキ場合亦同シ

第六十一條 電話官署ノ過失ニ因リ徵收シタル過納及誤納
ノ料金を請求ニ依リ之ヲ還付ス

第五十九條各期ノ中途ニ於テ電話使用料又ハ特別加入ノ
附加使用料ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ期分ハ年額金ノ
差額ヲ基トシ日割ヲ以テ過不足額ヲ算出シ超過額ハ請求
ニ依リ之ヲ還付シ不足額ハ異動ノ日ヨリ十五日以内ニ之
ヲ徵收ス特別加入以外ノ附加使用料力増加スヘキ場合又
ハ第四十一條ニ因リ附加使用料力減少スヘキ場合亦之ニ
準ス

第五十九條各期ノ中途ニ於テ第二十一條ノ二ノ規定ニ依
リ連接加入ヨリ共同線加入ニ變更シタル場合ニ於ケル前
項ノ不足額ハ之ヲ徵收セス

第六十二條 加入者第四十三條ノ加入期間内ニ於テ加入ヲ
取消シ若ハ取消サレタルトキ、加入ヨリ除名セラレタル
トキ又ハ加入取消シタルトキハ電話使用料及附加使用料
ノ未納額ヲ一時ニ納ムヘシ

加入者第四十四條ノ取消請求期限ヲ過キテ加入取消ノ請
求ヲ爲シタルトキ又ハ第六十九條第三項ノ場合ニ於テ當
該加入期ノ末日ヨリ十五日以前ニ第七條第二項第二十七
條第二項第三十五條ノ請求若ハ申請ヲ爲ササルトキハ其
ノ次期ニ屬スル電話使用料及附加使用料ヲ納ムヘシ

第六十三條 電話番號簿掲載料ハ毎會計年度ノ初月一日ヨ
リ十日迄ニ當該電話官署ニ之ヲ納ムヘシ但シ掲載初年度
ノ料金を當該電話官署ノ指定シタル期日迄ニ之ヲ納ムヘ
シ

第六十四條 名義書換料及機械移轉料ハ其ノ請求ヲ爲スト
キ又加入登記料及電話線接續料ハ當該電話官署ノ指定ス
ル期日迄ニ之ヲ納ムヘシ

第六十五條 電話ニ關スル料金を特ニ定ムル場合ヲ除クノ
外通貨ヲ以テ納ムヘシ但シ名義書換料及機械移轉料ハ郵
便切手ヲ以テ納ムヘシ

第六十六條 左記ノ場合ニ於ケル加入登記料ハ加入申込者
ノ請求ニ依リ之ヲ還付ス
一 第二十六條ニ依リ加入申込ノ消滅シタルトキ
二 第四十八條ニ依リ加入申込ヲ取消シタルトキ
三 加入申込者法人ニシテ解散ノ爲加入申込ヲ取消シタ
ルトキ

四 申込後二年ヲ經過シタル加入申込ヲ取消シタルトキ
第六十七條 左記ノ場合ニ於ケル電話使用料及附加使用料
ハ年額金ノ日割ヲ以テ之ヲ免除ス但シ其ノ料金を既に保
ルトキハ加入者ノ請求ニ依リ之ヲ還付ス
一 第二十五條ニ依リ共同線加入ノ電話取扱ヲ休止シタ
ルトキ其ノ休止中ニ保ルモノ

二 第二十六條ニ依リ加入取消シタルトキ又ハ第四十八
條ニ依リ加入ヲ取消シタルトキハ其ノ加入消滅又ハ加
入取消ノ翌日以後ニ保ルモノ

三 加入者ノ故意又ハ過失ニ因ラスシテ電話不通十五日

以上ニ涉リタルトキ其ノ不通期間ニ保ルモノ但シ加入
者復舊工事ノ延期ヲ請求シタルトキハ其ノ日數ヲ除ク
箇項第三號不通ノ日數ハ當該電話官署ニ於テ其ノ事故ヲ
認メタル日ヨリ起算ス

第六十八條 左記各號ノ料金を之ヲ免除ス但シ料金を既に
保ルトキハ加入申込者又ハ加入者ノ請求ニ依リ之ヲ還付
ス
一 第十八條乃至第十九條ノ三ニ依ル請求ヲ其ノ掲載手
續著手前ニ於テ取消シタル場合ノ電話番號簿掲載料
二 第二十三條ニ依リ請求ヲ其工事著手前ニ於テ取消シ
タル場合ノ機械移轉料

三 第五十二條第二項又ハ第五十六條第二項ニ依リ電話
線接續料ヲ納ムヘキ事實カ其ノ工事著手前ニ於テ消滅
シタル場合ノ電話線接續料

第六十九條 加入者第四十三條ノ加入期間内ニ於テ加入ヲ
取消シ若ハ取消サレタルトキ又ハ加入ヨリ除名セラレタ
ルトキト雖其ノ期間内ニ屬スル電話使用料ハ之ヲ免除セ
ス

第七十條 第七十九條又ハ第八十條ニ依リ通話ヲ停止セラレタルト
キハ其ノ停止期間中ノ電話使用料及附加使用料ハ之ヲ免
除セス

第五十九條各期ノ中途ニ於テ附加使用料力減少又ハ消滅
スヘキ事實ヲ生シタル場合ト雖其ノ期ニ屬スル分ハ之ヲ
免除セス但シ第六十一條第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七十條 第六十一條第六十六條第六十七條又ハ第六十八
條ニ依ル料金を還付請求ハ當該電話官署ニ之ヲ爲スヘシ
其ノ請求期間左ノ如シ
一 第六十六條ニ依ル場合ハ加入申込消滅又ハ取消ノ日
ヨリ六十日間
二 第六十一條又ハ第六十七條ニ依ル場合ハ料金を納付ノ
日ヨリ五月間

三 第六十八條ニ依ル場合ハ料金を納付ノ日ヨリ六十日間
第七十一條 電話ニ關スル料金を還付ハ通貨ヲ以テ納メタ
ルモノハ通貨、郵便切手ヲ以テ納メタルモノハ郵便切手
ヲ以テスヘシ

第七十二條 加入者ノ使用ニ供スル電話線、電話機及附屬
物品ハ電話官署ニ於テ之ヲ設備ス但シ第三十一條ニ依リ
加入申込者又ハ加入者ヲシテ増設電話機ノ設備及維持ヲ
爲サシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ依リ電話官署ニ於テ設備スヘキ電話線、電話機及
附屬物品ヲ加入者又ハ電話機設置家屋ノ所有者其ノ他ノ
利害關係者ニ於テ供給セムトスルトキハ第三十一條ニ依
ル場合ヲ除クノ外當該電話取扱局ヲ經テ所轄通信局長ニ
申請シ其ノ許可ヲ受クヘシ

所轄通信局長ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取
消スコトアルヘシ

第七十二條ノ二 省略
第七十三條 電話官署ハ吏員ヲ派遣シ電話機設置ノ邸宅又
ハ構内ニ在ル電話機、電話機及附屬物品並第三十八條ニ
依ル記載等ヲ點檢シ又ハ交換取扱等ニ關スル指示ヲ爲ス
ヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ説明スヘキ證票ヲ携帶

セシムヘシ

第七十四條 電話官署ハ加入者ノ使用ニ供スル電話線、電話機及附屬物品ヲ撤去シ又ハ移轉スル場合ニ於テ其ノ電線、機械等ノ設置シアリタル遺留物ヲ原形ニ修復スルノ責ニ任セス

第七十五條 加入者ノ故意又ハ過失ニ因リ其ノ使用ニ供スル電話機設置ノ邸宅若ハ構内ニ在ル電話線、電話機及附屬物品ヲ亡失毀損シタルトキ又ハ第七十八條ニ違反スル所爲ニ因リ復舊工事を要スルトキハ加入者ニ於テ其ノ補充又ハ修繕ニ要スル費用ヲ辨償スヘシ

第七十六條 加入者ハ報酬ヲ受ケ其ノ使用ニ供スル電話機ヲ他人ノ用ニ供シ又ハ報酬ヲ受ケタル者ニ之ヲ貸與スヘカラス

第七十七條 省略

第七十八條 加入者ハ其ノ使用ニ供スル電話機設置ノ邸宅又ハ構内ニ在ル電話線、電話機及附屬物品ヲ濫リニ取外シ若ハ移轉シ又ハ設置方法ヲ變更シ若ハ之ヲ分解スヘカラス但シ水火其ノ他ノ事變ニ際シ保護ノ目的ニ出テタル場合ハ此限ニ在ラス

加入者ハ其ノ使用ニ供スル電話機設置ノ邸宅又ハ構内ニ在ル電話線、電話機及附屬物品ニ對シ濫リニ他ノ線條機械等ヲ連結スヘカラス

第七十九條 加入者電話使用料、附加使用料、電話番號簿掲載料又ハ通話ニ關スル料金ヲ規定ノ期日迄ニ納付セザルトキ又ハ第七十五條ノ補修費ヲ辨償セザルトキハ其ノ滞納ノ期間通話ヲ停止スヘシ

左附各號ノ一ニ該當スル加入申込者又ハ加入者本令又ハ電話官署ノ指示ニ從ハサルトキハ其ノ通話ヲ停止シ又ハ第三十四條若ハ第四十條ニ依リ許可ヲ取消スヘシ

一 第三十一條ニ依リ増設電話機ノ設備及維持ヲ爲スモノ
二 第四十條ニ依リ私設電話機等ヲ接續スルモノ
三 第三十二條ニ依リ交換ノ取扱ヲ爲スモノ

第八十條 前條ニ依リ通話停止期間三十日以上ニ及ヒタルトキ又ハ其ノ停止度數一年三回以上ニ及ヒタルトキハ加入ヨリ除名スルコトアルヘシ

加入者故ナク第七十三條ノ點檢ヲ拒ミタルトキ又ハ第七十六條乃至第七十八條ニ違反シタルトキハ六月以内通話ヲ停止シ又ハ加入ヨリ除名スヘシ

第八十一條 前條ニ依リ加入ヨリ除名セラレタル者ハ其ノ除名ノ日ヨリ一年ヲ經過スルニ非サレハ再ヒ同一ノ加入區域内ニ於テ加入申込又ハ加入ヲ爲スコトヲ得ス

第八十二條 電話官署ハ電話交換ヨリ生スル一切ノ事故ニ對シ其ノ責ニ任セス

附 則

第八十三條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第八十四條 第五十四條第一項及第二項ノ規定ハ當分ノ内

官廳ノ加入ニ係ル電話ニ關シ之ヲ適用セス

第八十五條 省略

第八十六條 省略

第八十七條 省略

第八十八條 本令施行前加入回線ニ接續シタル官廳用、私設及市内専用電話機ノ設備カ本令ノ規定ニ適合セザルモノト認ムルトキハ之ヲ改修セシメ其ノ維持方法、交換取扱方法等ヲ變更セシムルコトアルヘシ

第八十九條 前條ノ加入者ハ第五號書式第七號及第十一號ノ事項ニ關シ第三十五條第二項ニ準スル届出ヲ爲スヘシ
第九十條 大正十四年度以降ニ於ケル第十一條第五號ノ共同線及連接加入ノ申込又ハ之ニ依リ開通シタル電話並同年度以降ニ於テ第二十一條第五號ニ依リ單獨加入ニ變更シタル電話ニ關シテハ第十二條又ハ第二十二條ノ規定ヲ適用セス

附 則 (昭和三年三月 省令第十五號)

本令ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前加入シタル電話ノ第五十八條第一項第三號ニ依リ特別加入ニ對スル附加使用料ノ算定ニ關シテハ本令施行ノ日ヨリ起算シ一年間仍從前ノ例ニ依ル但シ該加入者本令施行後加入名義ヲ變更シ又ハ當該電話局ノ普通加入區域外ニ於テ邸宅外若ハ構外ニ電話機ヲ移轉シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

附 則 (昭和六年十一月十日 省令第四十七號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前區域外ヨリ加入シタル加入者ニ對スル第五十八條第一項第三號ノ特別加入ノ附加使用料ニ關スル規定ノ適用ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル但シ該加入者本令施行後加入名義ヲ變更シ又ハ當該電話取扱局ノ加入區域外ニ於テ邸宅外又ハ構外ニ電話機ヲ移轉シタルトキハ選信大臣ニ於テ特別ニ已ムヲ得サル事由アリト認ムル場合ヲ除クノ外其ノ事實ヲ生シタル日ノ翌日ヨリ本令ヲ適用ス

附 則 (昭和七年九月二十八日 省令第三十六號)

本令ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前普通加入區域外ニ於テ加入シタル電話ニ對スル第五十八條第一項第三號ノ特別加入ノ第一項ニ依リ距離ニ關シテハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ル、但シ該加入者本令施行後當該電話取扱局ノ普通加入區域外ニ於テ邸宅外又ハ構外ニ電話機ヲ移轉スルトキハ其ノ事實ヲ生シタル日ノ翌日ヨリ本令ヲ適用ス

本令施行ノ際現ニ區域外ヨリ加入スル電話ニ對スル第五十八條第一項第三號ノ特別加入ノ第二項ノ適用ニ付テハ本令施行ノ日ヨリ起算シ五年間仍從前ノ例ニ依ル但シ五年ヲ經過スルモ尙免除期間ノ滿了セザルモノニ對シテハ免除期間ノ滿了ニ至ル迄仍從前ノ例ニ依ル

(舊式省略)

口、電話加入申込制限ノ件

電話規則ニ依リ加入申込ハ當分ノ内同規則第十一條第一號ニ依リ特急架設ヲ爲スモノ、同規則第五號ニ依リ費用又ハ物件ノ寄附ヲ許可スルモノ、電話至急開通規則第四條ノ申請ヲ受理シタルモノ及當該會計年度内ニ於テ開通スヘキ共同

續加入又ハ連接加入ノ申込ニ限リ之ヲ受理ス
本令ハ公布ノ日大正八年六月七日ヨリ之ヲ施行ス

ハ、電話特別開通規則

第一條 電話規則ニ依ル單獨加入ヲ爲サムトスル者ハ本令ノ定ムル所ニ依リ電話ノ設備費(以下略)ヲ納付シ特別開通ノ申請ヲ爲スコトヲ得

前項ノ設備費ノ額ハ通信大臣ノ定ムル所ニ依ル

第二條 省略

第三條 特別開通ヲ爲スヘキ電話官署、開通豫定數、設備費及特別開通申請受付期間ハ別ニ之ヲ公示ス

第四條 特別開通ノ申請ヲ爲サムトスル者ハ電話特別開通申請書ヲ當該電話官署ニ差出スヘシ

第五條 特別開通申請ノ受理ハ左ノ各號ノ區別ニ依ル但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 公益上ノ必要アリト認メラルモノ
二 電話規則ニ依ル加入申込者カ該加入申込ニ對シ特別開通ヲ希望スルモノ
三 其ノ他ノモノ

前項各號ノ區別ニ依ル申請受理豫定數ハ第三條ノ事項ト共ニ之ヲ公示ス

第六條 前條第一項第一號ニ依ルモノハ總申請ノ中ヨリ所轄通信局長ニ於テ認定シ之ヲ受理ス

前項ニ依リ受理スルコト能ハサル申請ニシテ前條第一項第二號ニ該當スルモノハ加入申込登記證書ニ依リ之ヲ受理シ其ノ受理豫定數ヲ超過スル爲受理スルコト能ハサルモノハ之ヲ前條第一項第三號ニ加フ

第一項ニ依リ受理スルコト能ハサル申請ニシテ前條第一項第三號ニ該當スルモノカ其ノ受理豫定數ヲ超過スルトキハ抽籤ニ依リ之ヲ受理ス

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル特別開通ノ申請ハ之ヲ受理セス但シ所轄通信局長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 同一人ニ於テ二箇以上ノ申請ヲ爲ス場合ニ於ケル一箇ヲ除ク外ノ申請

二 當該會計年度ニ於テ電話規則第九條ノ規定ニ依リ開通スヘキ電話ノ加入申込者又ハ電話規則第二十一條ノ規定ニ依リ單獨加入ニ變更スルコトヲ得ヘキ共同加入ノ加入者ノ申請

三 當該申請者ノ居所、住所又ハ業務ニ使用スル場所ニ非サルモノヲ電話機設置場所トスル申請

同一ノ邸宅ニ居住シ又ハ同一ノ場屋ヲ使用スル者ハ前項規定ノ適用ニ付テハ之ヲ同一人ト看做ス

工事上ノ都合ニ依リ開通スルコトヲ得サル申請ハ之ヲ受理セス

第八條 特別開通ノ申請受理通知後ト雖州通前ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ受理ノ決定ヲ取消ス但シ所轄通信局長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 申請力前條第一項各號ノ一ニ該當スルトキ

二 申請者所在不明又ハ死亡ノ場合ニ於テ管理人又ハ相續人ヨリ何等ノ申出ナキトキ

三 申請者法人タル場合ニ於テ解散シタルトキ

第九條 特別開通ノ申請者受理ノ通知ヲ受ケタルトキハ指定期間内ニ設備費ヲ納付スヘシ

特別開通ノ申請者ハ電話規則ニ依ル加入申込者カ該加入申込ニ對シ特別開通ヲ希望シタル場合ヲ除ク外電話規則ニ依ル加入登記料ヲ設備費ト同時ニ(設備費ヲ分納スル場合ニ對シテハ登記料ノ分納額ト可)通貨ヲ以テ納付スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ電話規則第六條第一項及第十條ノ規定ヲ適用セス

第十條 特別開通ノ申請者前條第一項ノ規定ニ依リ設備費ヲ完納セサルトキハ該申請ハ其ノ效力ヲ失フ前條第二項ノ場合ニ於テ加入登記料ヲ納付セサルトキ亦同シ

第十一條 省略

第十二條 設備費ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除ク外之ヲ還付又ハ免除セス

一 電話官署ノ過失ニ因リ過納又ハ誤納ヲ生シタルトキ
二 第八條ノ規定ニ依リ申請受理ノ決定ヲ取消シタルトキ

三 前條但書ニ依リ申請ヲ取消シタルトキ

四 設備費ヲ分納セシメタル場合所轄通信局長ニ於テ既納ノ分納額ヲ還付スヘキ特別ノ事由アリト認メタルトキ

前項ノ規定ニ依ル設備費ノ還付ニ關シテハ電話規則第六十六條第七十條及第七十一條ノ規定ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ第九條第二項ノ規定ニ依ル加入登記料ニ付テ之ヲ準用ス

第十三條 他人ノ爲ニ自己ノ名義ヲ使用シテ特別開通ノ申請ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反スルモノト認ムルトキハ當該加入又ハ加入申込ハ之ヲ取消ス

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ニ、電話加入名義又ハ電話機設置場所變更制限ノ件

電話規則第九條、同第十一條五號及電話特別開通規則ニ依リ昭和七年度以降辛地以上ニ於テ開通シタル電話(電話特別開通及六年度以上ニ於テ特別開通ノ申請ヲ受ケタル電話)ハ開通後一ケ年ヲ經過スルニ非サレハ其ノ加入名義又ハ電話機設置場所ヲ變更スルコトヲ得ズ但シ所轄通信局長ニ於テ已ムヲ得サルモノト認メ特ニ許可シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ホ、電話通話規則

第一條 電話ノ通話(以下單ニ通)ニ關シテハ別段ノ規定アル場合ノ外凡テ本令ノ定ムル所ニ依ル但シ同一電話加入區域内ニ於ケル加入者相互間ノ通話ニ關シテハ此ノ限ニ在

ラス

第二條 通話ヲ分チテ左ノ五種トス

一 普通通話

普通通話ニ先ダテ取扱フ通話ヲ謂

二 至急通話

普通通話料三十錢以上ノ通話區域ニ於テ午後八時ヨリ翌日午前七時迄ノ間ニ取扱フ開始スル通話ヲ謂フ

三 夜間普通通話

普通通話料三十錢以上ノ通話區域ニ於テ午後八時ヨリ翌日午前七時迄ノ間ニ取扱フ開始スル通話ヲ謂フ

四 夜間至急通話

特定ノ通話區域(關係電話官署ニ之ヲ揭示ス)ニ於テ請求者ノ指定シタル時刻ニ取扱フ開始スル加入者相互間ノ通話ヲ謂フ

五 定時通話

特定ノ通話區域(關係電話官署ニ之ヲ揭示ス)ニ於テ請求者ノ指定シタル時刻ニ取扱フ開始スル加入者相互間ノ通話ヲ謂フ

第三條 通話ハ毎三分時ヲ以テ一通話時トス但シ三分時ニ滿タサルモノト雖之ヲ一通話時ト看做ス

第四條 通話ハ三通話時迄繼續スルコトヲ得但シ電話官署ハ豫約新聞通話豫約取引所通話又ハ定時通話ノ取扱上必要アル場合ニ於テハ二通話時以下ニ止メ又通話ノ際他ニ請求者ナキ場合ニ於テハ四通話時以上ヲ繼續スルコトヲ得シム

第五條 各種通話ノ順位ハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外左ノ順序ニ依リ同一順序ノ通話ノ順位ハ其ノ請求順ニ依ル

第一 豫約新聞通話及豫約取引所通話

第二 定時通話

第三 至急通話及夜間至急通話

第四 普通通話及夜間普通通話

定時通話ノ請求者第十三條第二項ニ依リ消滅ノ通告ヲ受ケタルトキ同時ニ同一對話者ニ對シテ請求ヲ爲シタル至急通話又ハ夜間至急通話ハ該定時通話ノ請求受付時刻ヲ以テ其ノ受付時刻ト看做ス

第六條 第一項省略

市外通話區域ハ短距離及長距離トシ關係電話官署ニ之レヲ揭示ス但シ加入者カ長距離通話區域ニ屬スル通話ヲ爲シ得ルハ電話規則第七條ニ依リ該加入者カ之ニ對スル資格ヲ有スル場合ニ限ル

第七條 加入者通話ヲ請求セムトスルトキハ左ノ事項ヲ所屬電話官署ニ申出ツヘシ

一 通話種別

普通通話若クハ夜間普通通話ナルトキハ之ヲ要セス又定時通話ナルトキハ其ノ指定時刻及通話時數(一通話時ナルトキハ之ヲ要セス)ヲ附加スルコトヲ要ス

二 對話地名及對話者電話番號

三 請求者電話番號

加入者ニ非サル者通話ヲ請求セムトスルトキハ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外公衆電話所ニ於テスルモノハ前項ノ例ニ準シ其他ノモノハ通話券ニ前項各號ニ準スル事項ヲ記入シ電話官署ニ之ヲ差出スヘシ

第八條 通話ノ請求ニ關スル前條第一項各號ノ事項ハ請求

後之ヲ變更スルコトヲ得ス

但シ普通通話ヲ至急通話又ハ夜間至急通話ニ、夜間普通通話ヲ夜間至急通話ニ變更シ又ハ定時通話ノ通話時數ヲ第十條ノ請求時限内ニ於テ増加シ若ハ通話取扱開始ノ通告前ニ於テ減少スルハ此ノ限リニアラス

第九條 夜間普通通話又ハ夜間至急通話ノ請求ヲ其ノ取扱時間外ニ於テ爲シ得ルハ該取扱時間前一時間以内ニ限ル

通話順位ノ關係等ニ依リ實際ノ取扱上普通通話力第二條第三號ニ該當スルニ至リタル時ハ夜間普通通話トシテ若

至急通話力同條第四號ニ該當スルニ至リタルトキハ夜間至急通話トシテ之ヲ取扱ヒ又夜間普通通話力同條第三號ニ該當セサルニ至リタルトキハ普通通話トシテ若夜間至急通話力同條第四號ニ該當セサルニ至リタルトキハ至急通話トシテ之ヲ取扱フ

第十條 定時通話ハ前日午後六時以後指定時刻一時間以前ニ之ヲ請求スヘシ

第十一條 電話官署ハ定時通話ノ請求アリタル旨ヲ成ルヘク速ニ對話者ニ通告ス

第十二條 豫約新聞通話豫約取引所通話若ハ定時通話ノ取扱又ハ其ノ他ノ通話ニシテ長距離通話區域ニ屬スルモノノ取扱ヲ開始セムトスルニ方リ關係加入者カ他ノ加入者ト市内通話區域ニ屬スル通話中ナルトキハ電話官署ニ於テ其ノ接続ヲ中断ス

第十三條 通話取扱ヲ開始セムトスルニ方リ關係加入者他ト通話中ナルトキハ前條ニ依リ中断スル場合ノ外其ノ終了後之ヲ取扱フ

定時通話ノ取扱ヲ開始セムトスルニ方リ電話回線ノ故障ニ因リ又ハ前項ニ依リ第十一條ノ時間内ニ通話ヲ開始シ能ハサルトキハ其ノ請求ハ消滅ス此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ請求者ニ通告ス

第十四條 加入者相互間ノ通話ニ關シ左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ請求者ニ對シテ通話取消料ヲ課ス但シ第一號及第二號ノ場合ニ於テハ通話請求後普通通話及夜間普通通話ハ四十分間又至急通話及夜間至急通話ハ二十十分間ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 通話取扱開始ノ通告ニ對シ關係者ノ一方カ通話ノ要ナキ旨又ハ不在其ノ他ノ事由ニ因リ通話ヲ爲ササル旨ヲ申出テタルトキ

二 通話取扱開始ノ通告セムトスルニ當リ喚呼ヲ試ムルモ關係者ノ一方ノ應答ヲ得サルトキ但シ關係電話回線ノ故障ニ因ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

三 定時通話ノ請求者通話ノ要ナキ旨ヲ申出テタルトキ

四 第八條但書ニ依リ定時通話ノ通話時數ヲ減少シタルトキ

第十五條 電話官署ニ對話者ヲ呼出シ通話ヲ爲サムトスル者ハ其呼出ヲ請求スルコトヲ得呼出區域ハ關係電話官署ニ之ヲ揭示ス

第三十條 左記各號ノ料金ハ納付人ノ請求ニ依リ既納ニ係ルトキハ郵便切手納付ノモノハ郵便切手通貨納付ノモノハ通貨ヲ以テ之ヲ還付シ又未納ニ係ルトキハ之ヲ免除ス

第一項、二項、三項省略

四 前納通話券ヲ被呼者ニ交付セザリシ場合ノ前納通話料

五 省略

六 前納通話券ヲ使用セシテ其ノ使用期間ヲ經過シタル場合ノ前納通話料

七 前納通話券ヲ使用シタル場合ニ於テ其ノ料金カ前納額ニ滿タサルトキハ其ノ剩餘ノ料金

前項ノ請求ハ通話又ハ呼出等ノ取扱ヲ請求シタル電話官署ニ對シテ之ヲ爲スヘシ其ノ期間ハ前項第一號ノ場合ハ料金納付ノ日ヨリ又第二號乃至第七號ノ場合ハ該取扱請求ノ日ヨリ起算シテ六十日トス

第一項第六號ノ料金還付ヲ請求スルトキハ不用前納通話券ヲ請求書ニ添付スヘシ

(附則第二十一條、第三十二條ハ省略ス)

ハ、内鮮電話通話規則

第一條 内鮮電話通話規則ニ依リテハ内地ト朝鮮トノ間ニ於ケル電話通話ヲ謂フ

第二條 内鮮通話ハ左ノ四種トス

一 普通通話 普通通話ニ先テ取扱ヲ通話ヲ謂フ

二 至急通話 特定ノ通話區域(關係電話官署ニ之ヲ揭示ス)ニ於テ請求者ノ指定シタル時刻ニ取扱ヲ開始スル加入者相互間ノ通話ヲ謂フ

三 定時通話 新聞社又ハ通信社相互間ニ於テ新聞紙掲載事項ヲ通信スルノ目的ヲ以テ通信大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ加入電話機ニ依リ一箇年ヲ通シ毎日一定ノ時間ニ爲スニ通話時以上ノ通話ヲ謂フ

四 預約新聞通話 新聞紙又ハ通信社相互間ニ於テ新聞紙掲載事項ヲ通信スルノ目的ヲ以テ通信大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ加入電話機ニ依リ一箇年ヲ通シ毎日一定ノ時間ニ爲スニ通話時以上ノ通話ヲ謂フ

第三條 内鮮通話ニ關スル料金左ノ如シ

一 普通通話料一通話時毎ニ左ノ連絡料及首尾料ヨリ成ル

連絡料 内地ニ於テ朝鮮間ノモノ 一圓
對馬朝鮮間ノモノ 五十錢

内地ニ於ケルモノ
下關ヨリ百キロメートル以內ハ十二錢五厘、二百キロメートル以內ハ三十七錢五厘、二百二十キロメートルヲ超スルトキハ百二十錢五厘ヲ加フ

釜山ヨリ百キロメートル以內ハ十二錢五厘、二百キロメートル以內ハ三十七錢五厘、二百二十キロメートルヲ超スルトキハ百二十錢五厘ヲ加フ

朝鮮ニ於ケルモノ
釜山ヨリ百キロメートル以內ハ十二錢五厘、二百キロメートル以內ハ三十七錢五厘、二百二十キロメートルヲ超スルトキハ百二十錢五厘ヲ加フ

首尾料 釜山ヘキ距離ハ通信大臣ノ定ムル所ニ依リ下關釜山間及門司釜山間ノ通話ニ對シテハ首尾料ヲ課セス

二 至急通話料 普通通話料ノ二倍

三 定時通話料 普通通話料ノ四倍

四 通話取消料

通話區域	定時通話	其ノ他
一 通話時ノ普通通話料	九十五錢	四十錢
一 通話時ノ普通通話料	七十錢	十五錢
一 通話時ノ普通通話料	六十錢	二十錢
一 通話時ノ普通通話料	八十錢	三十錢

五 預約新聞通話料 普通通話一通話時通話料ノ五分ノ四ノ三百六十倍

第四條 電話通話規則第三條乃至第五條第六條第二項第七條第八條第十條乃至第十四條第二十六條第一項第二十八條第二十九條第三十條第一項第一號第二項及預約新聞電話規則第二條乃至第十條第十二條乃至第十九條ノ二ノ規程ハ内鮮通話ニ之ヲ準用ス

ト、電話火災報知ノ件

左ノ地域内ニ於ケル出火ニ際シ電話ニ依リ之ヲ消防官署ニ報知セムトスルトキハ自動式局所屬ノ電話機ニ依ル場合ハ別ニ定ムル火災報知用電話番號ヲ用ヒ直接消防官署ト通話ヲ爲シ又手動式局所屬ノ電話機ニ依ル場合ハ所屬交換取扱局ヲ呼出シ單ニ「火事」ト告タヘシ但シ警鐘前ニ限ル

交換取扱局ニ於テ前項後段ノ申出ヲ受ケタルトキハ取扱上支障ナキ限り最先順位ヲ以テ便宜ト認ムル消防官署ニ接続通話セシム

チ、電話番号簿廣告掲載規程

第一條 電話番号簿ニ掲載スル廣告ニ付テハ以下各條ノ定ムル所ニ依ル

第二條 廣告ニシテ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スルモノ其ノ他電話官署ニ於テ不適當ト認ムルモノハ之ヲ掲載セズ

第三條 廣告ハ電話番号簿ノ表紙、普通頁ノ餘白及廣告頁ニ之ヲ掲載ス

第四條 廣告ノ配置及體裁ハ特ニ指定ナキ限り電話官署ニ於テ之ヲ定ム

商標、意匠、圖案等特別ノ版型ヲ要スル廣告ニ付テハ其ノ版型ノ提供ヲ求ムルコトアルヘシ

第五條 廣告申込ノ受付局、受付期間、廣告料其ノ他必要ナル事項ハ關係電話官署ニ之ヲ揭示ス

第六條 廣告ノ申込ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申込書ニ廣告ノ原稿(編外掲載ノ分ヲ除ク)ノ外廣告

ノ面積ヲ明ニスルコト)ヲ添付シ關係電話官署ニ之ヲ送
出スヘシ

一 申込者ノ住所氏名

二 掲載セントスル電話番號及掲載箇所

第七條 廣告申込書、掲載箇所其ノ他ノ關係ニ依リ廣告申
込ノ全部ヲ承諾スルコト能ハサル場合ニ在リテハ電話官
署ハ廣告面積ノ大小及廣告内容ノ掲載箇所ニ對スル適否
等ヲ考慮ノ上承諾スヘキモノヲ定ム但シ之カ選定困難ナ
ル場合ハ關係申込者ヨリ見積書ヲ徴シ其ノ見積額(所定
廣告料額以上タルコトヲ要ス)ノ高キモノヨリ順次ニ其
ノ金額ヲ以テ承諾スヘキモノヲ定ムルコトアルヘシ

第八條 電話官署ニ於テ廣告ノ申込ヲ承諾シ又ハ承諾セザ
ルトキハ廣告申込者ニ其ノ旨ヲ通知ス

第九條 廣告申込者承諾ノ通知ヲ受ケタルトキハ電話官署
ノ指示スル所ニ從ヒ廣告料ノ前拂ヲ爲スヘシ

第十條 前條ノ規定ニ依リ廣告料ヲ拂込マサルトキ其ノ他
(別表)

廣告料金表(但シ當局ノ分)

一 表 表紙内面廣告 一頁迄 二分ノ一頁迄

二 表 表紙外面廣告 千八百圓 四分ノ一頁迄

三 裏 表紙内面廣告 四百五十圓 百九十八圓

四 普通頁餘白及廣告頁廣告 二百十圓 千八百圓

五 普通頁欄外廣告 上部、側部及下部各一箇所 七十五圓 二百七十圓

六 普通頁欄外廣告 上部、側部及下部各一箇所 七十五圓 二百七十圓

七 普通頁欄外廣告 上部、側部及下部各一箇所 七十五圓 二百七十圓

八 普通頁欄外廣告 上部、側部及下部各一箇所 七十五圓 二百七十圓

九 普通頁欄外廣告 上部、側部及下部各一箇所 七十五圓 二百七十圓

十 普通頁欄外廣告 上部、側部及下部各一箇所 七十五圓 二百七十圓

五、電話に依る電報託送發

受心得

一、電話加入者が其使用する電話機に依つて新に電報を發
受したり託送の發受を廢止する場合又は名義變更、電話
番號の變更、異動のあつた時は東京中央電信局へ御請求
又はお届出下さい。

二、託送を受けた電報の中特に電報の送達紙を必要とする
時は其の旨東京中央電信局に御申出下さい。郵便で御
送りします。

三、加入者が一年以上電報を發受せぬ時は託送を罷めた者
と看做されます。

四、電報の發送方

イ 電報を發信する場合には自働局の加入者ならば「丸
ノ内」(丸の内)をお呼びになればよし、手働局の
加入者ならば先づ局を呼んで「電報」とお呼びにな
れば局では東京中央電信局の託送電報係へつなぎま
す。

但し内國歐文、外國電報の場合は「丸ノ内」(丸の内)を
御呼び下さい。

係ができましたならば先づ加入電話番號と加入者名を

電話官署ニ於テ必要アリト認ムルトキハ廣告申込ノ承諾
ハ之ヲ取消ス

第十一條 廣告料ハ別表ニ定ムル所ニ依ル

第十二條 廣告料ヲ拂込ミタル後ハ其ノ廣告申込ノ取消又
ハ變更ヲ爲スコトヲ得ス

但シ電話官署ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ
限ニ在ラス

第十三條 廣告ヲ掲載セザルトキハ廣告料ハ請求ニ依リ還
付ス超過拂込ヲ爲シタル廣告料ノ超過額ニ付亦同シ

第十四條 電話官署ハ廣告ノ取扱上生スルコトアルヘキ一
切ノ事故ニ對シ其ノ責ニ任セス

第十五條 廣告ノ取扱ニ關シテハ本規程ニ依ルノ外尙關係
電話官署ノ指示スル所ニ依ル

附 則

本規程ハ昭和六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

告げて後左の順序に依つて電報を通過し領請をお受
け下さい。

一 電報の種類(官報、私報の別)

二 電報の字(語)數

三 電報の名宛(歐文の場合は指定事項を名宛の先
に添付すること)

四 指定事項(至急、返信料前納、照校又は別使配達
等と言つて下さい)

五 電報の本文

六 發信人の居所氏名(先方へ知らせる時に限る)

七 電報に付注意を要するときは其事項

電報は前以て文案を作り字(語)數を計算して置かな
いと間違ふ虞があります。

託送電報を發受する際には暗號其他通話上列明し難
い語辭もありますから後に掲げる通話表に依るを便
利と致します。發音の酷似して居る「ナとシ」「イと
エ」の如きは往々混同し易く飛んだ行違を惹起す
虞がありますから此の通話表に依つて通話すれば安
全です。

五、電報の受信方

イ 東京中央電信局で加入者に宛てた電報を通過する
には先づ其の加入者の電話番號と加入者名を確め
て後左の順序で通話表に依つて通話致しますから
加入者の方では之を蓄取つて後領請の旨を答へて
下さい。若し電報の字數に相違あるか又は不明瞭
の點がある場合は直に質問して下さい。

和文電報

一 電報の種類(官報、私報の別)

二 電報の字(語)數

三 電報の名宛(歐文の場合は指定事項を名宛の先
に添付すること)

四 指定事項(至急、返信料前納、照校又は別使配達
等と言つて下さい)

五 電報の本文

六 發信人の居所氏名(先方へ知らせる時に限る)

七 電報に付注意を要するときは其事項

電報は前以て文案を作り字(語)數を計算して置かな
いと間違ふ虞があります。

◆出火のとき消防署へのしらせ◆

出火のとき警鐘前に消防署に通知するには

手働局加入者は……「火事」と云へば適當の消防署へつなぎます。

自動局加入者は……「一一九」番へ(局番なしの三數字)。

尚消防署「一一九」番では火事の間合せ

注意 は一切受付ませんから問合せに使用し

ない様に願ひます。

公衆電話からは……上記の例に依り無料で通話する事が出來ます。

通話所からは……其旨局員へ御申出あれば無料で支障ない限り

最先順位でつなぎます。

本番號簿は毎年二回四月一日及十

月一日現在で編纂發行致します

(定價金六拾四錢)

昭和九年六月十四日印刷
昭和九年六月十九日發行

東京中央電話局

東京市麹町區大手町二丁目

東京市深川區牡丹町一丁目七番地

著 作 権
所 有

印刷所

今井印刷所

印刷人

今井彦太郎

和文通話表

號記	字 數	字										文					
		一	二	三	四	五	六	七	八	九	十						
一長音	六數字のロク	イ	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	秋田のア 神田のカ 佐世保のサ 高田のタ 名古屋のナ 箱根のハ 舞子のマ 大和のヤ 羅南のラ 早稲田のワ お終のン	イ 岩手のイ 北見のキ 信濃のシ 筑後のチ 日本のニ 姫路のヒ 三島のミ 陸前のリ 井戸のキ 濁点	ウ 上野のウ 草津のク 隅田のス 敦賀のツ 沼津の又 福井のフ 武蔵のム 武蔵のム 留前のル 半濁点	エ 江ノ島のエ 京城のケ 舞津のセ 天満のテ 根室のネ 平和のヘ 墨西哥のメ 蓮華のレ 鉤のエ	オ 小倉のコ 宗谷のソ 富山のト 能代のノ 伯耆のホ 門司のモ 吉野のヨ 尾張のヲ	イ 文字ヲ送ルニ 例ハ「秋田のア」ト ハ「バ」ガ如シ 但シ「ア」ガ如シ 通話スルガ如シ 高シ「濁点」ハ半 濁点アルモノハ 例「箱根のハ」 「大和のヤ」ハ 「濁点」ハ半濁 点ト通話スル ガ如シト通話ス ル 二、數字ヲ送ルニ 例「一」ト「二」 ハ「一」ガ如シ 「二」ガ如シト 三、記號ヲ送ルニ 例「ル」ト「ル」 ハ「ル」ガ如シ 「ル」ト「ル」ガ 如シト通話スル ヲ以テ通話スル モノトス但シ「ル」 ハ「ル」ト「ル」ト 向括弧「()」ト通話 スルモノトス
一區切點	七數字のナナ	イ	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	岩手のイ 北見のキ 信濃のシ 筑後のチ 日本のニ 姫路のヒ 三島のミ 陸前のリ 井戸のキ 濁点	ウ 上野のウ 草津のク 隅田のス 敦賀のツ 沼津の又 福井のフ 武蔵のム 武蔵のム 留前のル 半濁点	エ 江ノ島のエ 京城のケ 舞津のセ 天満のテ 根室のネ 平和のヘ 墨西哥のメ 蓮華のレ 鉤のエ	オ 小倉のコ 宗谷のソ 富山のト 能代のノ 伯耆のホ 門司のモ 吉野のヨ 尾張のヲ	イ 文字ヲ送ルニ 例ハ「秋田のア」ト ハ「バ」ガ如シ 但シ「ア」ガ如シ 通話スルガ如シ 高シ「濁点」ハ半 濁点アルモノハ 例「箱根のハ」 「大和のヤ」ハ 「濁点」ハ半濁 点ト通話スル ガ如シト通話ス ル 二、數字ヲ送ルニ 例「一」ト「二」 ハ「一」ガ如シ 「二」ガ如シト 三、記號ヲ送ルニ 例「ル」ト「ル」 ハ「ル」ガ如シ 「ル」ト「ル」ガ 如シト通話スル ヲ以テ通話スル モノトス但シ「ル」 ハ「ル」ト「ル」ト 向括弧「()」ト通話 スルモノトス	
一段落	八數字のハチ	イ	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	岩手のイ 北見のキ 信濃のシ 筑後のチ 日本のニ 姫路のヒ 三島のミ 陸前のリ 井戸のキ 濁点	ウ 上野のウ 草津のク 隅田のス 敦賀のツ 沼津の又 福井のフ 武蔵のム 武蔵のム 留前のル 半濁点	エ 江ノ島のエ 京城のケ 舞津のセ 天満のテ 根室のネ 平和のヘ 墨西哥のメ 蓮華のレ 鉤のエ	オ 小倉のコ 宗谷のソ 富山のト 能代のノ 伯耆のホ 門司のモ 吉野のヨ 尾張のヲ	イ 文字ヲ送ルニ 例ハ「秋田のア」ト ハ「バ」ガ如シ 但シ「ア」ガ如シ 通話スルガ如シ 高シ「濁点」ハ半 濁点アルモノハ 例「箱根のハ」 「大和のヤ」ハ 「濁点」ハ半濁 点ト通話スル ガ如シト通話ス ル 二、數字ヲ送ルニ 例「一」ト「二」 ハ「一」ガ如シ 「二」ガ如シト 三、記號ヲ送ルニ 例「ル」ト「ル」 ハ「ル」ガ如シ 「ル」ト「ル」ガ 如シト通話スル ヲ以テ通話スル モノトス但シ「ル」 ハ「ル」ト「ル」ト 向括弧「()」ト通話 スルモノトス	
(一)括弧	九數字のキウ	イ	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	岩手のイ 北見のキ 信濃のシ 筑後のチ 日本のニ 姫路のヒ 三島のミ 陸前のリ 井戸のキ 濁点	ウ 上野のウ 草津のク 隅田のス 敦賀のツ 沼津の又 福井のフ 武蔵のム 武蔵のム 留前のル 半濁点	エ 江ノ島のエ 京城のケ 舞津のセ 天満のテ 根室のネ 平和のヘ 墨西哥のメ 蓮華のレ 鉤のエ	オ 小倉のコ 宗谷のソ 富山のト 能代のノ 伯耆のホ 門司のモ 吉野のヨ 尾張のヲ	イ 文字ヲ送ルニ 例ハ「秋田のア」ト ハ「バ」ガ如シ 但シ「ア」ガ如シ 通話スルガ如シ 高シ「濁点」ハ半 濁点アルモノハ 例「箱根のハ」 「大和のヤ」ハ 「濁点」ハ半濁 点ト通話スル ガ如シト通話ス ル 二、數字ヲ送ルニ 例「一」ト「二」 ハ「一」ガ如シ 「二」ガ如シト 三、記號ヲ送ルニ 例「ル」ト「ル」 ハ「ル」ガ如シ 「ル」ト「ル」ガ 如シト通話スル ヲ以テ通話スル モノトス但シ「ル」 ハ「ル」ト「ル」ト 向括弧「()」ト通話 スルモノトス	
	〇數字のマル	イ	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	岩手のイ 北見のキ 信濃のシ 筑後のチ 日本のニ 姫路のヒ 三島のミ 陸前のリ 井戸のキ 濁点	ウ 上野のウ 草津のク 隅田のス 敦賀のツ 沼津の又 福井のフ 武蔵のム 武蔵のム 留前のル 半濁点	エ 江ノ島のエ 京城のケ 舞津のセ 天満のテ 根室のネ 平和のヘ 墨西哥のメ 蓮華のレ 鉤のエ	オ 小倉のコ 宗谷のソ 富山のト 能代のノ 伯耆のホ 門司のモ 吉野のヨ 尾張のヲ	イ 文字ヲ送ルニ 例ハ「秋田のア」ト ハ「バ」ガ如シ 但シ「ア」ガ如シ 通話スルガ如シ 高シ「濁点」ハ半 濁点アルモノハ 例「箱根のハ」 「大和のヤ」ハ 「濁点」ハ半濁 点ト通話スル ガ如シト通話ス ル 二、數字ヲ送ルニ 例「一」ト「二」 ハ「一」ガ如シ 「二」ガ如シト 三、記號ヲ送ルニ 例「ル」ト「ル」 ハ「ル」ガ如シ 「ル」ト「ル」ガ 如シト通話スル ヲ以テ通話スル モノトス但シ「ル」 ハ「ル」ト「ル」ト 向括弧「()」ト通話 スルモノトス	

通話方法

一、文字ヲ送ルニ
例ハ「秋田のア」ト
ハ「バ」ガ如シ
但シ「ア」ガ如シ
通話スルガ如シ
高シ「濁点」ハ半
濁点アルモノハ
例「箱根のハ」
「大和のヤ」ハ
「濁点」ハ半濁
点ト通話スル
ガ如シト通話ス
ル
二、數字ヲ送ルニ
例「一」ト「二」
ハ「一」ガ如シ
「二」ガ如シト
三、記號ヲ送ルニ
例「ル」ト「ル」
ハ「ル」ガ如シ
「ル」ト「ル」ガ
如シト通話スル
ヲ以テ通話スル
モノトス但シ「ル」
ハ「ル」ト「ル」ト
向括弧「()」ト通話
スルモノトス

六、電話に依り電報の送達方を請求して居られざる加入者に宛つる電報の差出方

電話に依り電報の送達方を求め請求して居られざる電

話加入者に宛つる電報には單に「ムチ」の指定二字を御書入れの上御差出しになれば其の電報が配達局に到着と同時に電話で直接受信人に電文を申し上げますので人に依り配達する従来の方法に依るより非常に速く通することとなりますから便利です。
此の電話送達電報の名宛の記載方は一般の記載方の外前掲「電話ニ依ル電報託送受心得」中の一〇と同様で其の受信方は五と同様です。

- 二 電報の字數
- 三 発信局所名
- 四 発信番號
- 五 受付月日(當日のものは省略)及時刻
- 六 名宛
- 七 指定事項(至急、返信料前納、照校又は別使配達等と通話し次に其の略號を通信す)
- 八 電報の本文
- 九 電報につき注意を要する時は其の事項
- 六、電報取扱時間外の頼信方
電報取扱時間外に於ては至急電報及無線電報の外時間外科を納付しなければ電報の取扱を致しません。
- 七、返信料前納證書
イ 電信局では加入者に宛てた電報の返信料前納證書は其の發行番號、前納金額及發行月日を電報通話の際通知し置き其の翌日より三日間は保管します。其の期間中に御使用がなければ加入者に送付致します。
ロ 加入者に於て兼に通知を受けた電信局保管中の返信料前納證書を使用する時は先づ其の旨並に證書の番號を通知し次に電報を通信して下さい。
ハ、尋問、改正及停止方
加入者に於て其の發受した電報に關して尋問、改正又は停止の請求をする時は該電報の索出上必要な事項を通知して下さい。
右に要した料金は精算してから通知致します。

九、料金

- イ 託送電報の發信は電報料金の外一通に付き、參錢宛の託送料を要します。
料金は毎月取纏め翌月二十日迄に通貨を以て最寄の郵便局へ納付して下さい。但し電話加入名義を變更した時、電話加入から除名せられた時又は託送電報の發受を廢した時は未納の料金は直に納付しなければなりません。
右の納付すべき金額は納入告知書で通知致します。
- 一〇、名宛の記載方
電話託送請求者に宛てる電報の名宛には左例一に依つて其の電話局名(電話局一又は類似のものあること)電話番號及受信人名をお書きになると電報の速達上非常に便利です。
尙電話番號不明の場合及託送請求者を肩書して發信するときは左例二、三の如くお書き下さい。
- 例一
トウケウ(シバ一五〇〇)I
ナカヤマモトジロウ
- 例二
ミトダクソウ
ナカヤマモトジロウ
- 例三
ウツノミヤダクソウ
ナカヤマモトジロウカダ
ヤナセ

東京逓信局公認
電話工事維持請負
實業兩院右御用店

勢電社

電話神田(25)一八三四番
四一三九番

コード取替其他一切
交通至便優秀技術員急速派遣

取付・修理

各種



私設・増設

電話工事
逓信局公認
小暮機

日本橋區箱崎町四ノ一
電話茅場町(66)二五七番

増設電話・私設電話

コード延長工事並手續一切

逓信局全級公認

東京電話工務所

芝區田村町五丁目二十五番地

電話芝(43)二三九七番

逓信局公認



芝區新橋四ノ二六
東立電業社
電話芝(43)一五二四番

増設私設専用電話工事及
コード延長出願手續一切

各種電話機
ケール工事
コード延長
交換機



東京市京橋區銀座西七丁目二番地

逓信局公認 森田電話工業所

電話銀座(57)四四七番

逓信局公認
中楯電氣商會

東京市下谷區東黒門町五

電話下谷 0761番
5539番

電話交換機
私設電話機
増設電話機
電鈴延長
出願工事其他
電気工事請負
機械器具販賣

卓上電話

取付



交換臺

設備

逓信局公認

八千代電業社

電話下谷(83)二〇一〇番
下谷區竹町十二ノ十六

逓信局公認

大和商會

深川區西六間堀町四十三

電話本所(73)一三一三八番
振替東京三六四一五番
卓上電話機長尺コード取付

交換機ノ設備ト維持

私設
増設





品質の優秀と歴史の古
長崎文明堂

紅毛直傳

カステラの文明堂

毎日常・曜祭・二割増量仕

四季の御贈答に 御來客に
御接待に 是非御利用の程を

市内は遠近多少に抱らず
すぐにお届け致し升

東京支店

麻布筆筒町

電話(赤坂)六七六八番

新宿支店

新宿三丁目

カステラは一番
電話は(四谷)九一^番番

トテモ美味しい

三笠山 千両お返し

是非お試し願ひます

本支店所在地

長崎・佐世保・福岡・門司
下関・神戸・三宮・横浜

保險契約高
契約件數

五億壹千萬圓
參拾六萬五千件

特色

保險料 月掛で御宅へでも御勤先へでも集金に参ります
満期拂戻 保險料の半額を拂戻しますから貯金にもなります
取扱簡便 家屋、商品、家財、衣類等御契約致します



東京動産火災保險會社

本店 日本橋區通三丁目

電話 代辦
日本橋 (24) 二二三二
七三七一
七三三三
七三三三
四三三一

青山支部	澁谷區上通二丁目(宮益坂)	電話青山 (36) 一四一八番
本郷支部	本郷區駒込肴町一四	電話小石川 (35) 一八一〇番
浅草支部	浅草區黑船町(厩橋電停前)	電話浅草 (34) 二五〇四番
新宿支部	淀橋區柏木一丁目	電話四谷 (35) 四〇四一番

皇太子殿下御降誕奉祝記念

お産の家

建設考案募集

皆さん、皆様には、産聲をあげ、臍の緒を切つた「誕生の家」が、現存してをりますか。皆さん、皆様は、産土神として、守護をうける氏神様を、お持ちですか。なるほど、田舎で生まれた人達には、先祖代々の古い誕生の家があり、なにかしい鎮守の森があつて、それが、いつくまでも、憧憬の的となつてゐます。

ところが、今日、殊に都會で生まれる多くの子達には、それを望むことがます／＼困難になつて来てゐます。出生の家を持たず、鎮守の神様を知らぬ。また、親をぶれるな、祖先を崇めよ、國家を守れと、いつたところで、どか番のき、めがかりませうか。それは、やがて日本固有の思想の、動搖して来る一原因であると、信します。

それには、殊に仕危のかはり易いものや、借家住ひのもの、だめに、在來の病、産院のやうなものもなく、もつと清らかなところぞ、安らかな氣持ちで、お産の紐を解き、而もその子達が、そこを、永遠に、「自分の生家」として、親み、且つ記念することの出来るものがありたいのです。現在、この趣旨の下で、福井博士の經營になる「お産の家」の延長として、更に理想的なものを、建設し、いゝ思ひます。

本會は、畏くも

皇儲殿下の御降誕奉祝記念事業として、かやうな「お産の家」を、建設すべく、既にその敷地として、明治神宮に近い青山の高燥な土地を、選びました。ついでには、その建設上、内容設備萬般の點について、皆様の智力を、お借りして、生まれ出づる子達のために、「最も理想的な産屋」を、建設したいと、念願する次第であります。

どうか、大方の皆さん、この徵舉に、御賛助たまはり、良き案を、御提供下さいませうやうに、お願ひいたします。なほ詳細な事項は、左記へお問ひ合せ下さい。

昭和九年五月

東京市赤坂郵便局私書箱第十三號

母性保健協會

●福井博士「千の産より子は實」(不妊症の療法)四録切手派付申込の方に郵呈●

福井産婦人科

入院隨時

電話番號

本院

青山(36)

〇三九九

青山(36)

八三九四



分院

京橋(56)

四九八〇

院長

青山(36)

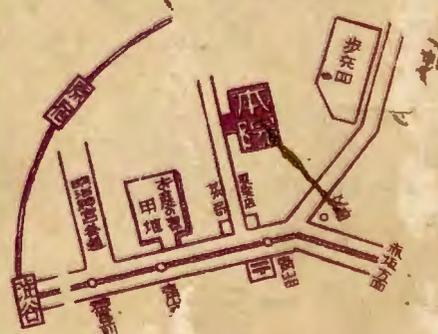
八〇一七

往診應需

本院

お産の家

(前午日毎察診)



赤坂尾山北町四丁目

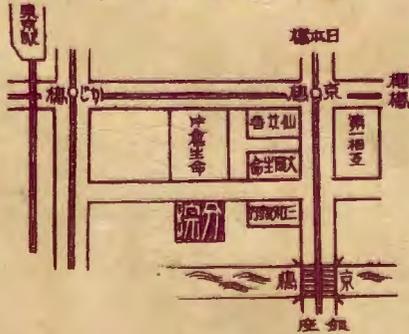
院長 福井正徳

福井卓次郎

分院

不妊症診察所

(後午日毎察診)



京橋尾山三丁目四番地